Japan Institution for Higher Education Evaluation
JIHEE
since 2004

平成 26 年度 短期大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 27 年 3 月 10 日

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻　頭　言

日本高等教育評価機構（以下、評価機構）は、平成 16(2004)年に私立大学などに対して第三者評価を実施する財団法人として発足し、平成 17(2005)年に大学機関別認証評価機関、平成 21(2009)年に短期大学機関別認証評価機関、平成 22(2010)年にファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価機関としてそれぞれ文部科学大臣から認証を受けました。更に、公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受け「公益財団法人 日本高等教育評価機構」として平成 24(2012)年 4 月 1 日に新たな出発をしました。

大学等の機関別認証評価は、国の定める 7 年に一度の最初のサイクルが終わり、第 2 サイクルを迎えています。

評価機構の短期大学機関別認証評価では､各大学の自主的な質保証の充実を支援し、広く社会の支持が得られるよう、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進することを目的とし、①大学の教育活動の状況を中心に、個性・特色に配慮した評価を行うこと②大学の改革・改善に資し、教職員を主体とした有識者によるピア・レビューを中心に評価を行うこと③大学が作成する自己点検評価書及びエビデンスに基づき、大学とのコミュニケーションを重視しながら評価を行うことなどを主な特徴としています。

平成 26(2014)年度は、3 短期大学の認証評価の申請を受理し、提出された自己点検評価書及び関連資料に基づき、書面調査及び実地調査を行いました。その後、調査結果について大学からの意見申立てを受付け、短期大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」をまとめ、平成 27(2015)年 3 月 10 日の評価機構理事会の承認を得て、公表することとなりました。

今後、短期大学機関別認証評価に加え、大学及び専門職大学院の認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんしていく所存です。ご支援とご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、各短期大学の関係者、担当評価員、また、日本私立大学協会及び同附置私学高等教育研究所など、ご協力いただきました多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

平成 27(2015)年 3 月

公益財団法人　日本高等教育評価機構

理事長　黒田　壽二

目　次

Ⅰ　平成 26 年度 短期大学機関別認証評価について
1　評価機構の概要 7
2　目的 7
3　評価実施短期大学 7
4　評価体制 8
5　経過 8
6　評価結果の概要 10
公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価の判定に関する細則 11
組織図 13
短期大学評価判定委員会委員名簿 13
評価員名簿 14

Ⅱ　平成 26 年度 短期大学機関別認証評価　評価結果
1　大阪音楽大学短期大学部 17
2　鎌倉女子大学短期大学部 36
3　北陸学院大学短期大学部 62

Ⅰ　平成 26 年度 短期大学機関別認証評価について

1　評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約 7 割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成 12(2000)年 4 月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成 16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成 17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成 21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成 22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。さらに、平成 24(2012)年 4 月 1 日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は平成 27(2015)年 3 月 1 日現在、7 短期大学と 325 大学が会員となっています。

2　目的

評価機構が、短期大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の短期大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

(1) 各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「短大評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各短期大学の自主的な質保証の充実を支援すること。
(2) 各短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。
(3) 各短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

3　評価実施短期大学

平成 26(2014)年度は、3 短期大学の認証評価を実施しました。短期大学名は以下のとおりです。

(1) 認証評価（3 短期大学）

1. 大阪音楽大学短期大学部
2. 鎌倉女子大学短期大学部
3. 北陸学院大学短期大学部

4　評価体制

評価を実施するに当たっては、公私立短期大学及び国公私立大学の関係者並びに社会、経済、文化等各方面の有識者で構成する「短期大学評価判定委員会」（以下「判定委員会」という）のもとに、評価員で構成する評価チームを編制しました。評価員は、国公私立大学・短期大学及びその他の関係機関の長から推薦され、登録された者の中から申請短期大学の教育研究分野や地域性などを勘案して選出しました。平成 26(2014)年度認証評価は、8 人の判定委員会委員と 12 人の評価員の体制で実施しました。（判定の基準、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は 11 ページ以降を参照）。

5　経過

(1) 書面調査の開始

評価チームの評価員は、評価機構の定める四つの「基準」等に基づき、短期大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

(2) 第 1 回評価員会議の開催

とりまとめたコメントをもとに、短期大学ごとに第 1 回評価員会議を開催し、評価員の役割分担を決定しました。その後、評価員は担当基準の書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第 2、3、4 回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として短期大学関係者と面談を行い、自己点検評価書では確認ができなかった事項（施設設備や実地でしか閲覧できない資料など）について、適宜調査を行いました。同時に、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第 2、3、4 回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「調査報告書案」の作成（評価チーム）と第 5 回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「調査報告書案」を作成し、第 5 回評価員会議においてとりまとめました。

(5) 「調査報告書案」に対する意見申立ての受付け

評価チームが作成した「調査報告書案」を短期大学に送付し、意見申立てを受付けました。

その結果、3 短期大学中 2 短期大学から意見申立てがありました。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「調査報告書案」と、短期大学から提出された意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を短期大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、意見申立てはありませんでした。

(8) 判定委員会における評価結果の確定

評価結果を確定しました。

(9) 理事会における承認

平成 27(2015)年 3 月 10 日の理事会において、判定委員会から提出された「評価結果報告書案」が承認され、評価結果が決定しました。

(10) 通知・公表

評価結果を短期大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、刊行物及びホームページ等を通じて社会に公表します。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
平成 25(2013)年 7 月末	平成 26 年度 短期大学機関別認証評価　申請書を受理
9 月 10 日	平成 26 年度 短期大学機関別認証評価　責任者説明会を開催
9 月 17 日	平成 26 年度 短期大学機関別認証評価　自己評価担当者説明会を開催
11 月 29 日	短期大学へ実地調査日程の通知
平成 26(2014)年 5 月 27 日	第 1 回短期大学評価判定委員会開催（認証評価を担当する評価員の承認等）
5 月 28 日	短期大学へ評価員の通知
～6 月末	自己点検評価書を受理 即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7 月 4 日	平成 26 年度 短期大学機関別認証評価　評価員セミナーの開催
7 月下旬～9 月上旬	第 1 回評価員会議開催※
8 月中旬～9 月中旬	「書面質問と依頼事項」を短期大学へ送付
8 月下旬～10 月中旬	短期大学から「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理
9 月下旬～11 月下旬	実地調査の実施※　　第 2･3･4 回評価員会議開催
10 月下旬～12 月上旬	第 5 回評価員会議開催※
12 月 12 日	「調査報告書案」のとりまとめ（評価チーム）

12 月 18 日	短期大学へ「調査報告書案」を送付
～平成 27(2015)年 1 月 15 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理※
1 月 28 日	第 2 回短期大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」のとりまとめ）
2 月 4 日	短期大学へ「評価報告書案」を送付
～2 月 16 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2 月 20 日	意見申立て審査会開催
2 月 27 日	第 3 回短期大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3 月 10 日	第 3 回理事会開催（評価結果の承認）
3 月 10 日	短期大学へ評価結果などを送付
3 月 11 日	文部科学大臣へ報告
3 月 26 日	社会へ公表

※の月日は短期大学別の「評価の経過一覧」を参照

6　評価結果の概要

認証評価を実施した 3 短期大学は、評価機構が定める短期大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。この 3 短期大学のうち、1 短期大学に対しては平成 27(2015)年 4 月 1 日から起算して 3 年以内に改善報告書等を当該短期大学のホームページに公表するとともに、短期大学評価判定委員長宛への提出を求めました。

「適合」とした短期大学（☆は「改善報告書」の提出を求めた短期大学）

☆大阪音楽大学短期大学部／鎌倉女子大学短期大学部／北陸学院大学短期大学部

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価の判定に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の短期大学機関別認証評価に関する規程（以下「短大評価規程」という。）第１０条（評価報告書案の作成）第６項の定めにより、判定に関し必要な事項を定めるものとする。

（適合）

第２条　本機構が定める短期大学評価基準（以下「短大評価基準」という。）をすべて満たしていると短期大学評価判定委員会（以下「短大判定委員会」という。）が判断した短期大学に対し、短期大学機関別認証評価結果（以下「短大評価結果」という。）を「適合」とする。

（不適合）

第３条　本機構が定める短大評価基準のうち、満たしていない短大評価基準が１つ以上あると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「不適合」とする。

２　評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われているなどと短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「不適合」とすることができる。

（保留）

第４条　前条第１項の短期大学のうち、短大評価結果が決定した翌年度４月１日から原則１年以内にその基準を満たすことが可能であると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「保留」とする。

２　短大評価結果が「保留」とされた短期大学の保留期間は、原則１年間とする。

３　前項のほか、短大判定委員会の判断により、保留期間を変更することができる。

４　短大評価結果が「保留」とされた短期大学から、保留期間内に再評価の申請がなかった場合は、「不適合」とする。

（基準項目ごとの評価）

第５条　短大判定委員会は、短大評価基準の基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかの評価を行い、その「理由」を記述する。

２　短期大学の自己点検評価書の内容を踏まえて、分野の特性、規模や地域性を考慮し、対象短期大学が掲げる使命・目的等に沿った制度・システムなどの整備・機能状況及び関連エビデンス等を中心に前項の評価を行うものとし、制度・システムなどの整備・機能状況により「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

３　短期大学が独自に設定する短大評価基準の基準項目ごとの「基準項目を満たしている」

又は「基準項目を満たしていない」の評価は行わない。

（短大評価基準ごとの評価）

第６条　短大判定委員会は、短期大学の自己点検評価書の内容を踏まえて、基準項目ごとの評価の状況を勘案し、短大評価基準ごとに「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかの評価を行う。

２　全ての基準項目の要求が満たされており、かつ「改善を要する点」の指摘がない場合は、「基準を満たしている」と評価する。

３　全ての基準項目の要求が満たされているが、「改善を要する点」の指摘がある場合は、「基準を概ね満たしている」と評価する。

４　満たされていない基準項目が１つ以上ある場合は、「基準を満たしていない」と評価する。

５　短期大学が独自に設定する短大評価基準ごとの「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価を行わないこととし、基準ごとのコメントとして「概評」を記述する。

（改廃）

第７条　この細則の改廃は、短大判定委員会の議を経て理事長の承認を得るものとする。

附　則

この細則は、平成２４年１１月９日から施行する。

組織図

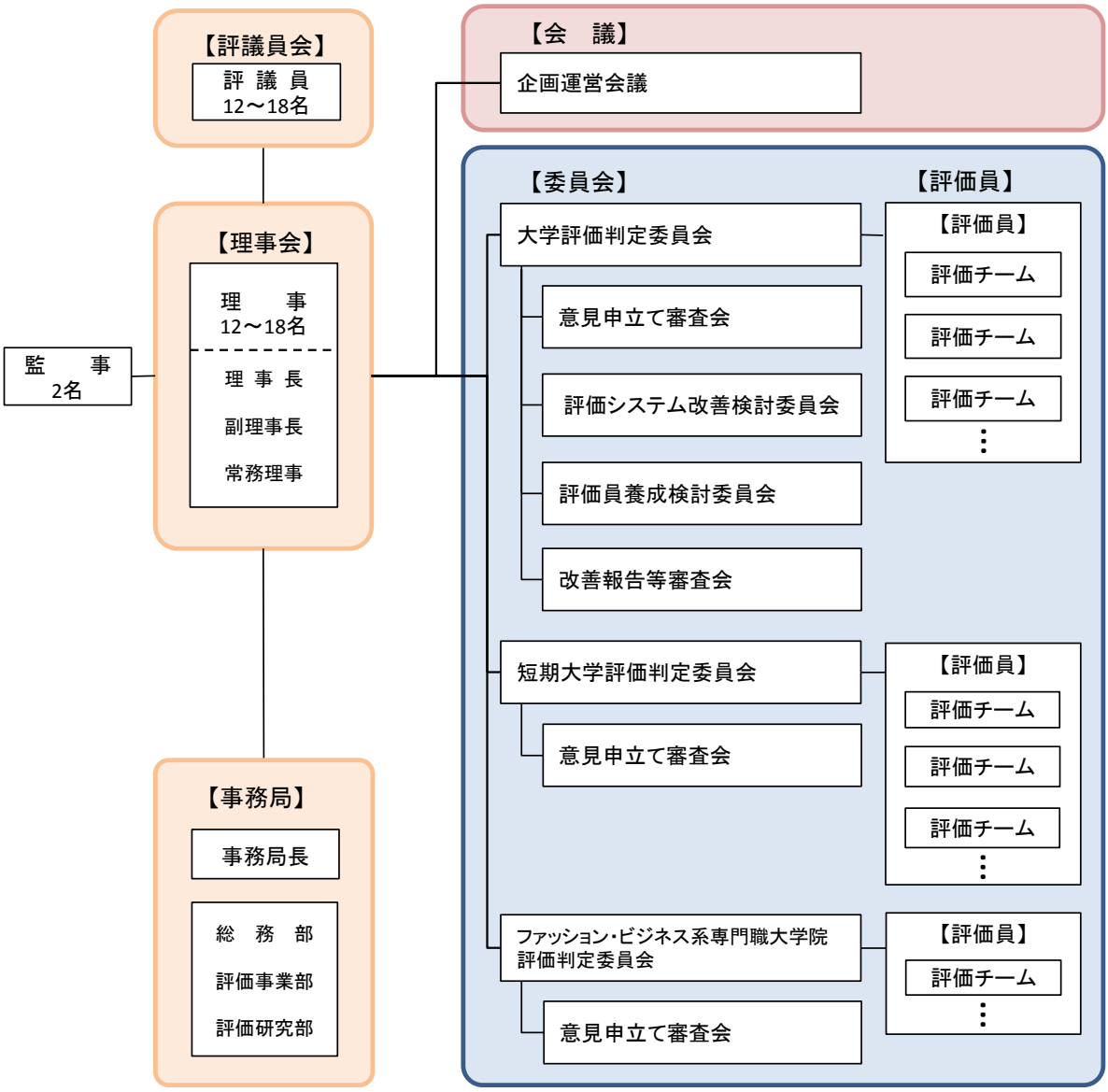

短期大学評価判定委員会委員名簿

（平成 27(2015)年 3 月現在　副委員長以外は五十音順）

役　名	名　前	所属機関・役職
副委員長	田中　義郎	桜美林大学総長補佐、教授
委員	小出　龍郎	愛知学院大学教授、高等教育研究所長、短期大学部顧問
〃	齋藤　力夫	永和監査法人会長
〃	清水　誠	中村学園大学短期大学部部長、教授
〃	東福寺　一郎	三重短期大学　学長
〃	濱田　勝宏	学校法人文化学園理事 文化学園大学副学長

役　名	名　前	所属機関・役職
委員	早田　幸政	中央大学理工学部教授・公共政策研究科教授
〃	吉田　修	愛知産業大学経営学部教授

評価員名簿　　**（平成 27(2015)年 3 月現在　五十音順）**

名　前	所属機関・役職
阿部　志麿子	中村学園大学短期大学部食物栄養学科長、教授
出雲　敏彦	鈴鹿短期大学学長、鈴鹿国際大学前学長
加藤　充美	作陽音楽短期大学学生部長
桑野　仁	成安造形大学学生支援部門主管
佐川　秀夫	学校法人文化学園（文化学園大学）理事、経理本部長
笹田　哲男	兵庫大学短期大学部保育科教授
鈴木　清	昭和音楽大学事務局長
谷口　浩志	びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科長、教授
松井　亜樹	札幌大谷大学短期大学部保育科講師
向　雅彦	学校法人西南女学院（西南女学院大学）常任理事、法人本部事務局長
森田　康晴	学校法人甲子園学院（甲子園大学）法人事務局会計課長
藪田　早苗	学校法人鎌倉女子大学（鎌倉女子大学）理事、総務部長

Ⅱ　平成 26 年度 短期大学機関別認証評価　評価結果

1　大阪音楽大学短期大学部

Ⅰ　認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪音楽大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、建学の精神の趣旨を「世界に広がる音楽文化や関連領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」とわかりやすく平易に説明している。

教育上の個性・特色は、学則第１条の使命・目的における「音楽を通じて良き社会人を育成すること」という文言により明確に示しているように音楽技術の修得にとどまらず、音楽の知識、一般教養、社会人としての自己形成等を含めた教育を行うことにある。新入生に対しては学長特別講義などにおいて、それらについての詳細な説明を行っている。

建学の精神及び使命・目的を具現化するために、音楽科に 13 のコースを設置し、また、図書館、音楽博物館、「ザ・カレッジ・オペラハウス」などの諸施設を整備するなど、演奏活動、研究活動、音楽普及活動などの多様な取組みを行っている。

「基準２．学修と教授」について

音楽科に 13 のコースを設置し定員確保に努めているほか、受入れ方法に工夫を重ねている。三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を明確に設定し、学生便覧やホームページ等に明示して周知に努めている。成績評価の方法と評価配分についてシラバスに明示し、授業内でも説明している。

学生の社会的・経済的自立への意識を向上させ、職業的な自己実現力を高めるため、全学的なキャリア形成に関するサポート体制を整備している。授業評価アンケートはウェブ上でも回答できるように整備され、図書館をはじめとして学内で開示している。学生生活の支援に関しては、「学生生活委員会」を設置、学生生活担当の事務組織と連携してサポートを行っている。短期大学設置基準を上回る専任教員数を確保し、適切に配置している。FD(Faculty Development)活動は、全学的組織である「FD 総括委員会」と各部会によって実施している。校地・校舎の面積は、設置基準を十分に満たし、教育環境は概ね学生の利便性に配慮して整備され、有効に活用している。

「基準３．経営・管理と財務」について

法人の意思決定機関である理事会、諮問機関としての評議員会、法人業務を円滑に遂行するための常任理事会を定期的に開催している。学長は、年度当初に教学に関する方針と課題について所信を表明し、課題解決に向けて教職員の意識改革、変化への対応を求めるなど、リーダーシップを発揮している。また、学長主導による教育の質的向上を目的とした教育改革を推進している。

事務局組織体制、各事務部門の業務内容と事務分掌、職制と権限については各種規定に明確に規定され、管理職及び職員の配置が適切に行われている。SD(Staff Development)活動も組織的な取組みを行っている。人事計画、施設整備、経費削減等に関しては、理事会方針を反映させて、収支のバランスを確保し、健全な財務状況である。会計監査は、監査法人による監査及び監事による監査が定期的に適切に行われている。

「基準４．自己点検・評価」について

短期大学は自ら教育研究活動等について点検及び評価を行うために、「学校法人大阪音楽大学自己点検・評価組織規程」により、全体を統括する「自己点検・評価統括委員会」及び「部門別自己点検・評価委員会」を設置して、点検評価を行う体制を整備している。現状把握のためのデータは各事務部門が収集し、そのデータは「部門別自己点検・評価委員長」に提供している。

7 年間に 2 回の周期で作成している自己評価報告書は、学生及び教職員が図書館などの学内施設で閲覧できるほか、ホームページで社会に公表している。毎年 4 年分の「短期事業計画」を策定し、「教育研究」「社会連携活動」「法人組織運営」の 3 区分に整理し各事業の目標を設定している。事業活動の企画・立案及び遂行を中心に PDCA サイクルが確立している。

総じて、短期大学の教育は建学の精神の使命・目的に基づいて行われ、学修と教授においてもさまざまな創意工夫のもとに運営されている。経営・管理と財務に関しては適切に運営されるとともに、健全な財務状況である。自己点検・評価に関しては、「短期事業計画」を起点とした PDCA サイクルに基づいて、短期大学の改革に取組んでいる。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の明確性については、建学の精神の趣旨を「世界に広がる音楽文化や関連領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」

とわかりやすく平易に説明している。

学則第 1 条では、その精神を受けて、「本学は音楽に関する実際的な専門職業に重きをおく短期大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人を育成することを目的並びに使命とする。」と具体的に、かつ簡潔に文章化している。

【優れた点】

○平成 27(2015)年の創立 100 周年に向けて、平成 23(2011)年度より建学の精神に含まれる概念を二つずつ組合わせたテーマを設定した記念行事を継続して実施し、学内及び学外に短期大学の使命・目的を理解してもらう機会を設けていることは高く評価できる。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

教育上の個性・特色は、学則第 1 条の使命・目的における「音楽を通じて良き社会人を育成すること」という文言により明確に示している。

寄附行為第 4 条に、「教育基本法及び学校教育法に従い音楽に関する教育を行うこと」を明示している。教育基本法第 7 条及び学校教育法第 83 条に照らして短期大学としての適切な目的を掲げている。

短期大学教育を取巻く社会的状況が変化する中で、音楽科の改組や入学定員の変更などを行っている。

また、芸術領域や音楽的嗜好の変化、少子化による社会の構造的な問題等の諸問題とも向き合い、対応できる教育を行うため、短期大学の使命・目的の適切性についても議論と検証を続けている。社会的ニーズの多様化にもその対応に着手している。

【改善を要する点】

○学則などに人材養成に関する目的やその他の教育上の目的が定められていないことは改善を要する。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】
基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】
教育方針については年度初めに学長が所信を表明し、理事会の方針については適宜法人運営に関する説明会を開催する等、役員と教職員とのコミュニケーションを図っている。
使命・目的や教育理念を反映させた三つの方針については、学生便覧、教員便覧及び大学案内等に掲載しているほか、ホームページなどを通じて学内外への周知を図っている。
4 年を一単位とした「短期事業計画」を立てている。重点推進項目の中に「社会が求める音楽人材育成のための教育体制を強化する」「地域及び社会との連携を図り、社会貢献事業を推進する」などを掲げている。
建学の精神及び使命・目的を具現化するために、音楽科に 13 のコースを設置し、図書館、音楽博物館、「ザ・カレッジ・オペラハウス」などの諸施設を整備するとともに、演奏活動、研究活動、音楽普及活動などの多様な取組みを行っている。

基準２．学修と教授

【評価結果】
基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知
2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】
基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】
アドミッションポリシーを明確に定め、「COLLEGE GUIDE 2015」、入学案内、入学試験要項やホームページに掲載して周知している。説明会などでも建学の精神に基づく短期大学の特長を高校生に説明している。また、アドミッションポリシーに沿った多様な入試を実施しており、それぞれに公平性が保たれるよう工夫している。
志願者数の減少に対応して入学定員を適切に変更している。また、「クラシックギター・コース」や「ダンスパフォーマンス・コース」など新しいコースを設置し入学者の増加を図っている。教員による高等学校への出張授業等に加え、職員も高等学校や楽器店へ短期大学の情報提供を図るなど、志願者の増加に向けて積極的な取組みをしている。

2－2　教育課程及び教授方法

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

音楽科及び専攻科の教育目的を達成するために、教育課程編成方針が明確に定められている。教育課程編成方針や教育目標は教員配付用に合冊で作成している教員便覧・学生便覧に明示している。教育課程編成方針に沿って編成されたカリキュラムには幅広い音楽が学べるように第二主科目を設けるなどの工夫をしている。

授業の実施には習熟度別クラス編制や、独自のテキスト作成などの工夫が見られる。また、学生が数名のグループごとに問題を設定し、発表する PBL(Problem Based Learning)科目を取入れるなど、能動的な学びを推進している。

1 セメスター当たりの受講登録単位数の制限を設けるなど余裕ある学修ができるよう配慮している。

2－3　学修及び授業の支援

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「学生支援センター」を中心に教職員が協力して学生をサポートする体制が築かれている。4 月に受講登録、ポータルシステムでの成績の確認、受講から成績発表までの流れなどを解説した履修ガイドを全学生に配付し、希望者には個別の受講相談を行っている。

休退学の兆候が見られる学生などを早期に把握するために出席情報を共有し、欠席が多い学生には学生部長や学生生活担当職員が面談を行い、主科担当教員などと連携して適切な指導を行っている。音楽科の教育の充実を目的として、併設する大学の大学院生による TA 制度を整備している。

全授業科目で授業評価アンケートを実施し、学生がその結果を閲覧できるようにしている。

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位の認定に当たっては諸規定が整備され、教員便覧、学生便覧、シラバスに記載しており、教員・学生の認識の共通化が図られている。実技の採点など不公平がないように、内部規定を整備し、教員便覧に記載して教員に周知している。評価の客観性と公平性を確保するため、複数の教員による成績評価を行っている。

進級の判定に当たっては予備会議で各学生の進級要件を履修規定に基づいて審査し、その結果に基づいて教授会で審議が行われ学長が決定している。卒業・修了の判定に当たっても、卒業・修了要件の認定は各学生の単位取得状況を予備会議で審査した上で、教授会が審議し、学長が決定している。

2－5　キャリアガイダンス

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

課程内の教科の整備と課程外の「キャリア支援センター」及び「キャリア支援センター運営会議」が連携して全学的なキャリア指導の体制を整備している。運営会議は、担当理事、教員、職員で構成し、他の学内組織と連携して、キャリア形成を図る学生のための講座運営、個別相談、説明会を運営している。

課程内では「大音コミュニケーション入門」などの科目を実施するとともに、課程外でも学生の希望をアンケート調査し､希望に添った講座､｢英会話講座｣などを開講している。また課程内の一部の科目ではキャリア支援センターも協力して担当している。

課程外では｢音楽の仕事情報館(OMSBI:Ondai Music Service & Business Information)｣において演奏インターンシップを実施するなど、音楽の「現場体験」を通じてキャリア形成を促す取組みを行っている｡希望企業･団体に勤める卒業生を有効に利用している点も、それぞれが機能して全体としてキャリア指導の体制が築かれている。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況を把握するために､学生による授業評価アンケートを実施している。また、具体的な授業改革がどのように行われているか実情を把握することを目的として、各授業について「授業改善計画書」を作成し、授業評価アンケートの結果を授業改善に反

映するように努めている。また、自己点検・評価統括委員会において毎年度授業評価アンケートの検討を行い、必要に応じて調査項目や実施方法については見直すなどの改善を行っている。

授業内容や方法等の改善を図るため、授業に関する感想や意見を、学生がウェブ上でも回答できるようにポータルシステムを整備し、評価結果のフィードバックをしている。

2－7　学生サービス

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生相談、学生の自主的活動の支援、厚生補導等学生生活全般のサポートを行う「学生生活委員会」を設置し、学生生活担当の事務組織と連携して学生生活安定のための支援を行っている。短期大学独自の奨学金や日本学生支援機構、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金については「学生支援センター」が窓口となり経済的支援を行っている。

学生生活に関する学生の意見・要望への対応については、「学生支援センター」を担当する教職員が、学生から提出された質問カードに回答し適宜個別に面談を行うなど把握に努めている。学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などは、保健室、「心の相談室」、学生相談室を設置するとともに、看護師・カウンセラー等の有資格者や担当の教職員が対応する体制を整備している。

2－8　教員の配置・職能開発等

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数及び教授数は短期大学設置基準が定める必要な教員数を満たしている。専任教員の採用及び昇任については、「専任教員採用選考基準」「人事委員会規程」「専任教員昇格基準」を定めるなど、適切に整備している。

FD 活動は全学的組織である「FD 総括委員会」と各部会によって実施している。これに参加できない兼任教員に対しては、「非常勤教員集会」で FD 関連の講習会を開催するなど組織的に取組んでいる。

教養教育については、「教養教育検討委員会」によって適切に実施する体制を整備している。

2－9　教育環境の整備

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎は、設置基準を大きく超える面積を保有し、体育施設、付属図書館、音楽博物館、「ザ・カレッジ・オペラハウス」「ミレニアムホール」、学生サロンなど、施設設備を適切に整備している。練習室のほか、ピアノをはじめとする各種の楽器は大学院生を含む学生にとって十分な数を配備している。情報機器等の設置についてもキャンパス内に複数整備され、学生の利便性に配慮している。

施設・設備・備品の管理は、「固定資産及び物品管理規程」に基づき、管理事務部門が管理業務を担当し、営繕業務の委託業者と連携して、点検・整備を適切に行っている。

授業などのクラス編制については、授業内容を考慮した適切な規模の管理が行われている。災害時の対応として、学生の安否確認を含む避難訓練を実施している。

【優れた点】

○貴重かつ豊富な収集・展示・研究資料を誇る音楽博物館は、学生・教職員については常時利用することができ学外の見学希望者にも公開するとともに、各種セミナーやワークショップを企画するなど、その総合的な活動は高く評価できる。

【参考意見】

○施設のバリアフリー化が未整備な所があるので、早急な整備が望まれる。

基準３．経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3－1　経営の規律と誠実性

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人の意思決定機関である理事会、諮問機関としての評議員会、法人業務を円滑に遂行するための常任理事会を定期的に開催している。監査体制については、三様監査が定期的に実施され、とりわけ監事が教学面や管理運営面にきめ細かな監査を実施している。

「短期事業計画」「キャンパス再編マスタープラン」を策定し、重点推進項目を示しながら経営計画を行い、使命・目的の実現に向けた継続的な取組みに努めている。

「規程整備委員会」を設置して、短期大学の設置・運営に関する法令の遵守や法改正などへ対応している。

環境保全、人権擁護、安全への配慮のために、施設・設備、規定の整備を行い、各種委員会を設置して対応している。危機管理については、災害、犯罪、安全衛生などの対策として、「危機管理委員会」の設置及び「危機管理規程」の制定など、体制を整備している。

法令に基づく教育情報・財務情報の公開は適切に行われている。

3－2　理事会の機能

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は定期的に開催され、予算、決算、事業計画、事業報告、学則変更、役員の変更などを審議、決定している。理事会実務分担表を作成し、役割と責任の所在を明確にするとともに、迅速な意思決定ができるよう整備している。理事の出席状況については良好であり、開催手続きについても適切に行われている。

法人業務を円滑に遂行するために常任理事会が頻繁に開催され、業務執行の迅速化と教職員からの提案に対して速やかな対応ができる機能性を確保している。

また、理事長の指示命令系統による「戦略企画事務室」を設置し、さまざまな課題に対応するプロジェクトを立上げて、戦略的意思決定を迅速に行う体制を整備している。

3－3　短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-①　短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長を最高責任者とする教学組織を「学校法人大阪音楽大学組織運営規程」と学則により整備している。教授会・各種委員会・短大運営会議などを設置して、教学に関わる学内意思決定機関の組織を整備し、責任と役割を明確にしている。教授会は、教育研究に関する最終的な審議決定機関とし、各種委員会や短大運営会議における協議を経た議題を適切に審議している。

年度当初に表明される「学長所信」は学校の指針となり、学長はリーダーシップを十分に発揮している。また、学長の補佐・代理を目的とした副学長を置き、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。平成 26(2014)年度からは、学長主導による教育の質的向上を目的とした教育改革を推進している。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

3-4-①　法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長、学長、副理事長、常任理事で構成される常任理事会は定期的に開催され、その協議を通じて、理事会が決定した法人の業務及び理事長の職務を円滑に遂行する体制を整備している。また、常任理事会の構成員及び教員・職員の役職者で構成する「執行部連絡協議会」や事務局会議が定期的に開催され、管理部門と教学部門とのコミュニケーションが図られている。

監事は定期的に業務監査を行い、理事会には毎回出席し、監査法人による監査報告会にも同席して意見を述べるなど、ガバナンスが機能している。

理事長のリーダーシップにより設置された「戦略企画事務室」が中心となって、事務部門間のコミュニケーションを図っている。また、プロジェクトチームの提案事項及び事務局会議の合意事項が直接常任理事会に反映されるなど、教職員の意見がボトムアップされる体制の整備ができている。

3－5　業務執行体制の機能性

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務局組織体制、各事務部門の業務内容と事務分掌、職制と権限については各種規定に明確に規定している。各職制の権限・責任の明確化による組織編制、管理職及び職員の配置が適切に行われている。

事務局長のもとに事務部門長・室長を中心として業務執行の管理体制を構築し、定期的に事務局会議を開催し、必要な場合は、その合意事項を常任理事会に上程している。また、教学運営と管理運営の適切な連携を目的として、毎月「執行部連絡協議会」を開催してコミュニケーションを深めている。

職員の資質・能力向上の方策として人事評価制度を導入しているほか、資格取得の支援や、学外での業務研修を全職員が受講できる体制を整備するなど、SD 活動の取組みを組織的に行っている。

3－6　財務基盤と収支

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期の財政計画として 16 年間にわたる収入と支出を予測した「長期財政試算」を毎年作成している。人事計画、施設整備、経費削減等に関する理事会方針を反映させて、単年度の事業計画や予算作成を行うなど、収支のバランスを確保しながら、適切な財務運営が図られている。

毎年安定した資産運用収入の確保、外部資金獲得の積極的な取組みを行っている。予算計画は、「長期財政試算」に基づき、部門ごとに予算の上限を設定し徹底した予算管理で、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を行っている。

3－7　会計

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算の執行は、所属長の承認を経た後、管理事務部門長、会計担当スタッフ・リーダーの確認の後、会計担当で行っている。各事務部門が事業目的ごとに予算を編成しているこ

とから、予算管理は徹底している。「学校法人大阪音楽大学経理規程」「学校法人大阪音楽大学経理規程施行細則」を定めて、学校法人会計基準に基づいた適正な会計処理が行われている。

会計監査は、監査法人による監査及び監事による監査が定期的に行われ、監事は評議員会及び理事会に出席して監査内容を報告するなど、適切に行われている。

基準４．自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4－1　自己点検・評価の適切性

4-1-①　短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

短期大学は自ら教育研究活動等について点検及び評価を行うために、「学校法人大阪音楽大学自己点検・評価組織規程」により、全体を統括する「自己点検・評価統括委員会」及び「部門別自己点検・評価委員会」を設置して、点検評価を行う体制を整備している。

教学関係は、自己点検・評価部長のもとに置かれた音楽科、専攻科の各自己点検・評価委員会が実施し、事務局は事務局会議、法人部門は理事会がそれぞれ自己点検・評価を実施している。自己評価報告書は、規定に基づき 7 年間に 2 回の周期で作成している。

4－2　自己点検・評価の誠実性

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

現状把握のためのデータは各事務部門が収集し、そのデータは音楽科、専攻科などの「部門別自己点検・評価委員長」に提供している。

部門別自己点検・評価委員長は、各事務部門長に対して所管事項に関する聞取り調査を実施し、図書館及び音楽博物館については実地視察も行うなど、客観的なデータの収集に

努めている。また、教員の研究業績のデータを随時更新するなど、データ収集の体制を整備している。

自己評価報告書は、学生及び教職員が図書館などの学内施設で閲覧できるほか、ホームページで社会に公表している。

4－3　自己点検・評価の有効性

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

毎年 4 年分の短期事業計画を策定し、「教育研究」「社会連携活動」「法人組織運営」の 3 区分に整理し各事業の目標を設定している。

各部門の役職者は、重要課題に対する教育内容の整備・充実に努めるため、年度ごとに具体的な事業と予算を定めて遂行している。

教育研究については、自己点検・評価統括委員会が中心となって点検評価活動を行っている。近年は授業評価アンケートに注力して学生の意欲や満足度などを検証している。

点検結果の改善事項については、短大運営会議や「FD 総括委員会」等にフィードバックされており、新規授業科目の開設による教養教育の充実、時間割編成の改善、課外講座の充実などの改善につながっている。

事業活動の企画・立案及び遂行を中心に PDCA サイクルが確立している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献

Ａ－1　短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

A-1-①　短期大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

Ａ－2　他大学や企業等との教育研究上の適切な関係の構築

A-2-①　海外提携大学との関係と企業等との連携

Ａ－3　短期大学と地域社会との協力関係の構築

A-3-①　地域社会への貢献活動の展開

【概評】

短期大学が持っているさまざまな物的・人的資源を社会に提供し、多くの社会連携事業を展開している。音楽博物館では、楽器・書籍等を定期的に一般公開するほか、セミナー、

コンサート、ワークショップ等を開催している。また、併設の大学と行っている「ザ・カレッジ・オペラハウス」の公演については 2 度文化庁芸術祭大賞を受賞し、地域社会からも高く評価されている。

海外の複数大学と相互の交流協定を締結している。また、文部科学省の採択事業として開始された「音楽の仕事情報館(OMSBI:Ondai Music Service & Business Information)」により、民間企業や公的団体等からの演奏依頼に応え、音楽の現場体験を通して社会と関わることで、学生のキャリア形成への意識向上を支援している。

地域に開かれた短期大学の構築を目指し、「連携支援センター」が中心となって地域社会との協力関係を充実させている。特に大学所在地の自治体である豊中市との協力関係は緊密で、市内の各所でコンサート、ワークショップを開催するとともに、「とよなか音楽月間」に参加し活発な交流を図っている。豊中市教育委員会との連携である「サウンドスクール」では、市立幼稚園、小学校、中学校へ学生を派遣し、出張演奏、クラブ活動支援、授業支援を行っている。また、地域の高校 3 校との高大連携協定を締結しており、更なる展開が期待される。これらの組織的な地域社会への貢献活動は大阪府内の 4 市にまで広がり、関西における唯一の音楽短期大学としての社会的使命を十分に果たしている。

Ⅳ　大学の概況（平成 26(2014)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 26(1951)年度
所在地　　大阪府豊中市庄内幸町1-1-8
　　大阪府豊中市名神口1-4-1
　　大阪府箕面市下止々呂美 520-1

学科・専攻

学科	専攻
音楽科	―

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 26(2014)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
9 月 18 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 27 日	実地調査の実施　　10 月 28 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 29 日	10 月 29 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 11 日	第 5 回評価員会議開催

平成 27(2015)年　1 月 14 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 13 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書（付：電子媒体）
・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為 学校法人大阪音楽大学　寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内（最新のもの） COLLEGE GUIDE 2015	
【資料 F-3】	短期大学学則 ①大阪音楽大学短期大学部学則 ②大阪音楽大学短期大学部専攻科規則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの） ①2015 年度大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部入学試験要項 ②2015 年度大阪音楽大学音楽学部 3 年次編入推薦入学試験要項・大阪音楽大学短期大学部専攻科　特別入学試験要項 ③2014 年度大阪音楽大学音楽専攻科・大阪音楽大学音楽学部 3 年次編入・大阪音楽大学短期大学部専攻科　一般入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項 ①2014 年度大阪音楽大学短期大学部学生便覧 ②2014 年度大阪音楽大学短期大学部専攻科学生便覧 ③履修ガイド 2014	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの） 2014 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの） 2013 年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど ①アクセスマップ ②キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） 学校法人大阪音楽大学　規程集　総目次・細目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分） ①理事・監事名簿 ②評議員名簿 ③理事会出欠表 ④評議員会出欠表	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	大阪音楽大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	大阪音楽大学短期大学部専攻科規則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	COLLEGE GUIDE 2015（79 ページ）	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	学校法人大阪音楽大学　寄附行為	【資料 F-1】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成 20(2008)年度第 1 回教授会議事録	
【資料 1-3-2】	①大阪音楽大学短期大学部学生便覧（56 ページ） ②2014 年度大阪音楽大学短期大学部専攻科学生便覧（14 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-3】	短期事業計画（2014 年度－17 年度）	
【資料 1-3-4】	平成 25(2013)年度第 11 回教授会議事録	
【資料 1-3-5】	①2014 年度大阪音楽大学短期大学部学生便覧（冒頭ページ） ②2014 年度大阪音楽大学短期大学部専攻科学生便覧（表紙裏）	【資料 F-5】と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	COLLEGE GUIDE 2015	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	①2015 年度大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部入学試験要項 ②2015 年度大阪音楽大学音楽学部 3 年次編入推薦入学試験要項・大阪音楽大学短期大学部専攻科　特別入学試験要項 ③2014 年度大阪音楽大学音楽専攻科･大阪音楽大学音楽学部 3 年次編入・大阪音楽大学短期大学部専攻科　一般入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	大阪音楽大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	大阪音楽大学短期大学部専攻科規則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-3】	①大阪音楽大学短期大学部学生便覧（56 ページ） ②2014 年度大阪音楽大学短期大学部専攻科学生便覧（14 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-4】	履修ガイド 2014（表紙裏）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	授業外の学習方法が記載されたシラバス例、学務文書のシラバス記入依頼書	
【資料 2-2-6】	大阪音楽大学短期大学部履修規程	
【資料 2-2-7】	過去 3 年のコンサート・プロデュースのチラシ、プログラム、アンケート集計結果	
【資料 2-2-8】	新入生に送付する習熟度別クラスに関する案内、プレイスメントテスト	
【資料 2-2-9】	「大音コミュニケーション入門」のクラス担当教員配置表	
【資料 2-2-10】	『スケールとアルペジオ』大阪音楽大学編　音楽之友社刊	
【資料 2-2-11】	『声楽名曲選集 イタリア篇 1～3』大阪音楽大学「声楽名曲選集」編集委員会編　音楽之友社刊	
【資料 2-2-12】	『明解 新楽典』音楽之友社刊（表裏表紙コピー）	
【資料 2-2-13】	『明解 和声法 上・下巻』音楽之友社刊（表裏表紙コピー）	
【資料 2-2-14】	『ソルフェージュ視唱曲集 1～3』音楽之友社刊（表裏表紙コピー）	

2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	2014 年度ガイダンス日程表	
【資料 2-3-2】	履修ガイド 2014（50 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-3】	オープンレッスンの過去 3 年の利用状況	
【資料 2-3-4】	過去 3 年間の TA の配置状況	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	教員便覧（41 ページ抜粋コピー）	
【資料 2-4-2】	大阪音楽大学短期大学部学位規則	
【資料 2-4-3】	大阪音楽大学短期大学部入学時単位認定に関する規程	
【資料 2-4-4】	2013・14 年度奨学制度「給付奨学金（新入生対象）」概要・審査・選考 運用細則	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	『writing note』	
【資料 2-5-2】	平成 25 年度実施の教員採用試験対策講座の案内、配布物等	
【資料 2-5-3】	平成 25(2013)年度実施のインターンシップ　実施学生と受け入れ先、期間等	
【資料 2-5-4】	平成 25(2013)年度実施のインターンシップ報告会資料	
【資料 2-5-5】	平成 25(2013)年度実施の演奏インターンシップ・レギュラーイベント及び依頼演奏	
【資料 2-5-6】	過去 3 年間の日本語ライティング支援室の活動実績	
【資料 2-5-7】	過去 3 年間の教職支援室の活動実績	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 25(2013)年度の授業評価アンケートの集計結果(CD-R)	
【資料 2-6-2】	平成 25(2013)年度　授業改善計画書(CD-R)	
【資料 2-6-3】	『教職課程ガイド』	
【資料 2-6-4】	2013 年度事業報告	【資料 F-7】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	「心の相談室」「学生相談室」「ハラスメントに関する相談」「保健室」及び学務事務部門の学生生活担当部署が対応する生活相談の利用状況	
【資料 2-7-2】	新入生歓迎祭プログラム	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	大阪音楽大学短期大学部　専任教員採用選考基準	
【資料 2-8-2】	大阪音楽大学短期大学部　人事委員会規程	
【資料 2-8-3】	大阪音楽大学短期大学部　専任教員昇格基準	
【資料 2-8-4】	教員業績調査書の記入依頼及び記入例	
【資料 2-8-5】	平成 25(2013)年度 FD 総括委員会議事録及び各部会の FD 活動報告	
【資料 2-8-6】	大阪音楽大学短期大学部　FD 総括委員会規程	
【資料 2-8-7】	大阪音楽大学教育研究論集	
【資料 2-8-8】	過去 3 年間の非常勤教員集会の案内、配布物等	
【資料 2-8-9】	教養教育検討委員会議事メモ録	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	キャンパスマップ	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-9-2】	ザ・カレッジ・オペラハウスの過去 3 年間の催し物一覧	
【資料 2-9-3】	学校法人大阪音楽大学　固定資産及び物品管理規程	
【資料 2-9-4】	学校法人大阪音楽大学　ネットワーク管理規程	
【資料 2-9-5】	学校法人大阪音楽大学　情報セキュリティに関する監視及び監査規程	
【資料 2-9-6】	学校法人大阪音楽大学　コンピュータウィルス対策規程	

【資料 2-9-7】	学校法人大阪音楽大学　ホスト・サーバ設置運用規程	
【資料 2-9-8】	学校法人大阪音楽大学　学校法人大阪音楽大学 自衛消防隊規程	
【資料 2-9-9】	学校法人大阪音楽大学　学校法人大阪音楽大学 危機管理規程	
【資料 2-9-10】	学校法人大阪音楽大学　大地震対応マニュアル	
【資料 2-9-11】	平成 26(2014)年度 「個人指導による音楽実技（レッスン）」を除く音楽科の各授業科目の履修登録人数	
【資料 2-9-12】	キャンパスマスタープラン	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人大阪音楽大学　寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人大阪音楽大学　組織運営規程	
【資料 3-1-3】	①学校法人大阪音楽大学　事務局組織運営規程 ②学校法人大阪音楽大学　事務局事務分掌	
【資料 3-1-4】	関連当事者との取引	
【資料 3-1-5】	短期事業計画（2014－2017 年度）	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 3-1-6】	大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部　競争的資金等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程	
【資料 3-1-7】	学校法人大阪音楽大学　セクシャル・ハラスメント防止規程	
【資料 3-1-8】	学校法人大阪音楽大学　危機管理規程	【資料 2-9-9】と同じ
【資料 3-1-9】	学校法人大阪音楽大学　衛生管理規程	
【資料 3-1-10】	教育情報・財務情報	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	理事会実務分担表	
【資料 3-2-2】	監事の理事会出席状況	
【資料 3-2-3】	事務局指示命令系統図	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	大阪音楽大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	会議体の役割・構成員等に関する要綱	
【資料 3-3-3】	学長所信	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	監事による監査記録	
【資料 3-4-2】	100 周年広報物	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	事務局組織体制図	
【資料 3-5-2】	SD 取組実績	
【資料 3-5-3】	講習会資料	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	長期財政試算	
【資料 3-6-2】	学校法人大阪音楽大学　資産運用規程	
【資料 3-6-3】	平成 25(2013)年度第 4 回理事会議事録（財務体質改善策）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人大阪音楽大学　経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人大阪音楽大学　経理規程施行細則	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	

4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	学校法人大阪音楽大学　自己点検・評価組織規程	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	①学校法人大阪音楽大学　事務局組織運営規程 ②学校法人大阪音楽大学　事務局事務分掌	【資料 3-1-3】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	短期事業計画（2014－2017 年度）	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 4-3-2】	大地震対応マニュアル	【資料 2-9-10】と同じ

基準 A. 地域貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	①ミレニアムホール特別講座 ②オペラ物知り講座 ③一般社会人のためのオペラ講座	
【資料 A-1-2】	ポピュラーコース・オープンカレッジ	
【資料 A-1-3】	①指導者研修 ②教員免許状更新講習	
【資料 A-1-4】	ミレニアムピアノコンサート	
【資料 A-1-5】	創立 100 周年記念事業	
【資料 A-1-6】	音楽博物館の一般公開および公開講座	
A-2. 他大学や企業等との間に教育研究上の適切な関係が構築されていること		
	該当なし	
A-3. 短期大学と地域社会との協力関係が構築されていること		
【資料 A-3-1】	とよなか音楽月間	
【資料 A-3-2】	高大連携協力協定締結書	

2　鎌倉女子大学短期大学部

Ⅰ　認証評価結果

【判定】

評価の結果、鎌倉女子大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

短期大学部の使命・目的は、学校法人鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核とした建学の精神にのっとる旨が学則に定められ、使命・目的を踏まえた教育目的も学則に具体的かつ明確に示され、教職員及び役員の理解と支持をもとに有効に機能している。また、式典時の学長式辞及び「全学教職員の集い」における理事長指針、広報紙「学園だより」、機関誌「緑苑」、大学案内、ホームページなど、あらゆる機会・媒体を通じて情報発信が図られ、学内外に周知されている。

使命・目的及び教育目的は、実学の伝統を特長とする、女子の高等教育機関としての社会的な使命に応えるべく、法令遵守のもと、自己点検・評価という適切なプロセスを経て、「中期計画（平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）」及び「3 つの方針」に反映され、必要に応じた見直しにより、社会情勢の変化に対応している。

「基準２．学修と教授」について

短期大学部、学科・専攻科のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーは、短期大学部の個性・特色の根幹をなすものとして明確に示され、多様で特色ある入学者選抜、教育目的を踏まえた教育課程の体系的編成、教育の質保証の担保、単位認定、進級及び卒業認定と相互に関連付けて運用されている。

教員と職員協働のもと、教育課程内外のキャリア教育プログラムによる教育を実施し、学生一人ひとりに対する支援、相談・助言体制を整備している。教育目的の達成状況を点検・評価するため、「授業改善アンケート」「学生生活実態調査」「ポートフォリオ」などを活用し、授業内容及び教授方法の改善に向けたフィードバックを行い、学修指導に反映させている。キャンパスは、短期大学部の特色に基づいて整備され、充実した学生生活を送るにふさわしい教育研究環境となっている。

「基準３．経営・管理と財務」について

学校運営に関する諸規定を定め、「三様監査体制」を整備して、経営の規律と誠実性を維持しながら、高等教育機関としての社会的責務を果たすべく、継続的な努力を行っている。教育情報及び財務情報はホームページを利用して、適切に公表・公開している。

理事会、「全学連絡協議会」「教授会・学部長会議・委員会」の組織上の位置付けは明確であり、トップの強力なリーダーシップのもと、各会議体は学校法人の戦略的意思決定と短期大学部の使命・目的に対応できるよう適切に機能しており、教職員の資質・能力向上を図るべく FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動に力を入れている。

「中長期財務計画」に基づく運営により、安定した財務基盤を確立し、外部資金導入への組織的体制も構築している。会計処理は適正に行われており、また、監査法人及び監事によるそれぞれの監査は、適切に実施され、両者の連携も図られている。

「基準４．自己点検・評価」について

短期大学部の使命・目的を達成するため、自ら点検及び評価を行うことを学則に定め、学長や各組織の長をもって構成された自己点検・評価委員会を設置して、教育研究活動の改善、水準向上のため、自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、報告書としてまとめ、ホームページ上で公開している。自己点検・評価の結果、浮かび上がった課題や認証評価受審における指摘事項は、検証され、次年度の教育研究活動の改善に生かされ、短期大学部の発展のために有効に機能しており、自己点検・評価の結果を反映させて中期計画を作成しているように、向上・充実のための PDCA サイクルは確立している。

平成 26(2014)年度からは、「情報教育センター」に、機関情報を一元的に収集、分析する IR(Institutional Research)機能を持たせ、自己点検・評価所掌の「教育調査企画室」との連携により、さらに精度の高いエビデンスに基づいた自己点検・評価を企図している。

総じて、短期大学部は、建学の精神に基づく使命・目的及び短期大学部の教育目的により、実学の伝統を守りながら、時代の変化に対応した、特色ある女子教育を行っており、クラスアドバイザー担当教員及び事務職員の連携による学力向上支援、学生生活支援及び就職支援の三位一体体制で、高い就職実績を誇り、安定した財務・経営基盤を背景に、質の高い高等教育機関として、地域貢献に寄与している。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.女子短期大学としての『女子教育』」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神を踏まえた、短期大学部の達成しようとする社会的使命・目的は、「日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である『感謝と奉仕に生きる人づくり』を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを

通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与すること」と、学則に定め、社会に表明している。また、この使命・目的を踏まえた教育プログラムごとの人材養成に関する目的も、初等教育学科及び専攻科ともに、学則に具体的かつ明確に示している。

大学案内、ホームページに短期大学部の使命・目的を簡潔に明示して、学内外に表明している。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神は、教育の理念「感謝と奉仕に生きる人づくり」、教育の目標「科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」、教育の姿勢「人・物・時を大切に」、教育の方法「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」及び教育の体系「徳育（仁）・知育（知）・体育（勇）の調和」の五つの教育的課題を包含し、構造的に配置している。

女子の社会人基礎力を培う汎用的科目と位置付けた「建学の精神実践講座」「女性と文化」「女性と健康」などの科目開講、「免許・資格プログラム」「企業学習プログラム」という複線型のカリキュラムの編成は、実学の伝統を特長とする女子教育において、教育研究の個性・特色を反映したものとなっている。

また、短期大学部の使命・目的及び教育目的は、法令に適合するとともに、高等教育機関としての社会的な使命に応えるべく、自己点検・評価委員会で適宜点検されており、適切なプロセスによる、必要に応じた見直しにより、社会情勢の変化に対応している。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的及び教育目的は、短期大学部教授会においては教職員が、理事会においては役員が、それぞれの審議過程に関与し制定・改定しており、教職員、役員の

理解と支持を得ている。また、入学式・卒業式での学長式辞、「全学教職員の集い」における理事長指針、広報紙「学園だより」、機関誌「緑苑」、大学案内、ホームページなど、あらゆる機会・媒体を通じて、情報発信を図り、学内外に周知している。

「中期計画（平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）」は、建学の精神、短期大学部の使命・目的を踏まえ、自己点検・評価を反映し策定されたものであり、また、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシー）の策定及び見直しは、使命・目的及び教育目的を反映したものになっている。

学科、専攻科及び付属機関は、短期大学部の使命・目的及び教育目的を達成するために整備されており、教育研究組織として十分に機能している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部のアドミッションポリシー、学科・専攻科のアドミッションポリシーを学生募集要項、ホームページなどに明示し、入試広報のさまざまな機会を利用して受験関係者に周知している。学科の入試では、このポリシーに基づく試験問題を作成して、多様で特色ある選考方法を工夫し、また、学科・専攻科の入試では、学長を委員長とする「短期大学部入試委員会」が中心となって入試を運営し、合否を決定して短期大学部教授会に報告するなど、受入れ方針に沿った入学者選抜を、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとで実施している。

学科の定員充足については、入学定員超過、収容定員超過の状況にあるが、入試制度の改定を重ねて適正な定員管理を行おうとしており、また、クラス数を増加させるなどの措置により、適切な教育環境の維持に努めている。

【優れた点】

○学科の「AO 入試（自己推薦型）」は、エントリー開始から合格発表まで十分な時間をかけて、書類審査、小論文・面接による審査などを行い、幼稚園教諭や保育士としての適性を丁寧に評定して入学者を選抜しており、この点は高く評価できる。

【参考意見】

○学科の収容定員超過については、改善計画に沿って是正されることを期待する。

2－2　教育課程及び教授方法

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

短期大学部・学科・専攻科のカリキュラムポリシーを教育目的に基づき設定し、ホームページ、履修の手引に明示している。学科では、「総合教育科目」「専門教育科目」を、「リベラルアーツスタディーズ」「プロフェッショナルスタディーズ」に対応させて配置するとともに、「免許・資格プログラム」「企業学習プログラム」にも対応させて配置するなど、カリキュラムポリシーに即した体系的な教育課程を編成している。専攻科も、ポリシーに沿って、専門性・実践力を高める教育課程を適切に編成している。

学科では、アクティブラーニングの導入、カリキュラムマップの作成などにより、授業内容・方法の工夫を行っている。「キャリア教育・FD 委員会」を設置し、教授方法の改善活動を計画的に展開している。キャップ制は導入していないが、授業時間外学修の明示、個別の履修指導などにより、学修の質の向上に努めている。

2－3　学修及び授業の支援

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生への学修及び授業支援に関する方針・計画などを策定する各種委員会は、教員と事務職員によって構成されており、教職員協働による学生への支援体制は、履修指導、免許・資格取得指導、学外実習指導などにおいて、適切に整備・運営されている。

全学的にオフィスアワー制度を実施し、電子メールにより教員が学生の相談に応じる制度も実施している。教員の教育活動を支援するために、TA の活用を開始し、授業を補助する非常勤職員の配置も行っている。中途退学者及び留年者への対応策は、教員間連携及び教職員協働の体制を整備して、検討・実施している。

また、「授業改善アンケート」「学生生活実態調査」の実施により、学生の意見をくみ上げ、学修及び授業支援体制の改善に反映させる仕組みを構築している。クラスアドバイザーによる個人面談を通して、学修支援方法の見直しを行う仕組みも整備している。

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

短期大学部・学科・専攻科のディプロマポリシーを策定し、学内外に公表している。単位認定については学則に規定を設け、卒業・修了要件については学則及び履修の手引に規定を設けて、厳正に適用している。成績評価の基準・要件についても、学則及び履修規程に明示している。

また、学科においては、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、授業に係る単位の実質化を図るとともに、GPA を指標にした履修指導及び学修支援を行い、教育の質保証を実現しようとしている。

なお、他大学における既修得単位の認定単位数については、法令に適合した上限を学則に規定している。

2－5　キャリアガイダンス

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

学科では、教育課程内のキャリア教育として、「免許・資格プログラム」「企業学習プログラム」による教育などを推進し、教育課程外のキャリア教育支援として、「夏休み社会経験プログラム」による教育を実施している。専攻科では、教育課程内のキャリア教育として、保育現場における各種インターンシップ関係の科目を開設し、教育課程外のキャリア教育支援として、「放課後児童健全育成事業指導員研修会」の企画・運営に学生を参加させている。就職センター及び教職センターは、キャリア教育のための支援として、学科と連携しながら、多数のガイダンス・講座を体系的に実施している。

また、学科・専攻科のクラスアドバイザー、就職センター及び教職センターが連携して、学生一人ひとりを支援するなど、就職・進学に対するきめ細かい相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「授業改善アンケート」「学生生活実態調査」及びポートフォリオを通じて学生の学修状況を調査するとともに、免許・資格取得状況、就職状況も調査し、教育目的の達成状況を点検・評価している。

また、これらの調査の結果を生かし、シラバスにおいて、授業科目ごとに「準備学習・発展学習」の項目を設けるなど、学修指導の改善に反映させている。

教育課程に「免許・資格プログラム」と「企業学習プログラム」を設けており、これらを通じて教育目的の達成状況及び免許・資格取得状況を把握する仕組みを構築している。

2－7　学生サービス

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「鎌倉女子大学奨学金」や、「スカラシップ入試奨学金」を設け、幅広く学生に対する経済的支援を行っている。

学生サービス、厚生補導のための組織として学生センターと「学生生活委員会」を設置し、学生が安心して有意義な学生生活を送ることができるよう、クラブ活動、奨学金、学生相談など、学生生活全般の支援及び指導を行っている。また、両者が中心となり、クラスアドバイザー、学生相談室、保健センターとの連携を図りながら組織的な学生支援を行っている。

学生生活実態調査、各種行事実施後のアンケート、クラブ主将面談などにより、学生の意見をよくくみ上げており、学生センター、学生生活委員会を通じて学生サービスの改善に反映している。

2－8　教員の配置・職能開発等

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準で必要とされる教員数及び教授数を上回っており、教育目的及び教育課程に即し、適切に配置している。

教員の採用・昇任は、「鎌倉女子大学短期大学部教員資格審査規程」に基づき、教育・研究業績などの総合的審査により行われ、FD 活動は、「キャリア教育・FD 委員会」において組織的に行われている。さらに、授業参観と意見交換により授業方法の相互改善につなげる「ピアレビュー」、学外参観者を対象とした公開授業である「オープンクラス」や「FD 講演会」「新任教員研修」などを効果的に実施し、教員の資質・能力の向上に努めている。

教養教育は、「短期大学部教務委員会」の責任のもと、平成 26(2014)年度から、従来の「教養教育科目」と「総合教育科目」を統合した「総合教育科目」として、全授業科目を通して行われている。

2－9　教育環境の整備

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

キャンパスは、緑豊かな自然に恵まれた環境のもと、充実した短期大学生活に配慮した教育研究環境となっている。校地、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用し、適正に管理している。

施設・設備の安全性については、大船キャンパスの全ての建物が、平成 15(2003)年 1 月以降の竣工であり、建築基準法の耐震基準に適合しており、避難時の対応については、毎年学生及び教職員対象の避難訓練を行っている。

「学生生活実態調査」を活用して、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、施設・設備の改善に反映している。

クラスサイズは、教育効果を十分に上げられるよう、授業科目の特性に応じて人数の上限を設定している。

基準３．経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3－1　経営の規律と誠実性

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為、就業規則、管理規定、研究倫理規定など、法人の方針を明確に定め、経営の規律と誠実性を維持するとともに、「中期計画（平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）」を策定し、社会からの付託に応える教育研究を展開しながら、高等教育機関としての、社会的責任を果たすべく継続的な努力を行っている。

また、関係法令及び設置基準にのっとり、学校法人の運営に関する規定を適切に定め、法令遵守のもとに円滑な運営を行い、平成 26(2014)年度には、内部監査室を設置し、学校法人に係る、監事、会計監査人及び内部監査人による三様監査体制を整備している。

環境保全に努め、防火・防災、防犯体制などを整え、安全管理を行い、個人情報保護、セクシャルハラスメントの防止など、人権に配慮している。財務情報は閲覧に供され、教育情報とともにホームページを利用して、適切に公開・公表されている。

3－2　理事会の機能

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定のため、「学校法人鎌倉女子大学寄附行為」に基づく「学校法人鎌倉女子大学理事会規則」により、最高意思決定機関として理事会を開催している。理事会は、建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有した理事で構成され、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は寄附行為に基づき、法人全体の予算、決算、財務の管理・運営、規定の制定及び改廃、学則変更、入学定員変更、授業料改定などの重要事項を審議し、適切な意思決定を行っている。

理事は、寄附行為に基づき選任され、理事会への出席状況は良好である。理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選任され、建学の精神及びこれを受けた明確な教育目標のもと、法人の運営に努め、法人を代表して法人の業務を総理している。

3－3　短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-①　短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部の教学に関する審議・決定機関として、各種委員会、学部長会議、教授会を組織している。学科の教育職員と各関連部署の事務職員とで構成された各種委員会で議された事項は、教授会の準備機関としての学部長会議で審議され、教育に関わる意思決定機関として置かれた教授会に報告若しくは審議されており、これら会議体の組織上の位置付けは明確であり、短期大学部の使命・目的及び学修者の要求に対応できるよう運営体制は整備され、適切に機能している。

学長は、学部長会議及び教授会において議長を、さらに、理事長として、理事会の議長を務めており、学長が理事長を兼ねるという教学・経営双方のリーダーシップのもとで、戦略的に短期大学部を運営できるガバナンス体制を構築している。また、学長の諮問に応じ、総合的・専門的見地から高度な意見を述べる「学事顧問」を置き、体制を強化している。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

3-4-①　法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長及び各部署の長が定期的に連絡・協議を行うため、「全学連絡協議会」を毎月開催しており、各部署における意見聴取・連絡などを行うことによりコミュニケーションの円滑化を図っている。内部監査室を設置し、各部門の業務を監査する体制を整備している。

監事は、寄附行為にのっとり適切に選任され、理事会及び評議員会への出席状況は良好である。

評議員会は寄附行為に基づき適切に運用されている。

理事長は理事会及び各部署の長が集まる「全学連絡協議会」に議長として出席し、また「全学教職員の集い」において、法人の進むべき指針を示すなどリーダーシップを発揮している。短期大学部の各種委員会において教職員の意見・提案などをくみ上げる体制が整備されている。

3－5　業務執行体制の機能性

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性
3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】
基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】
「学校法人鎌倉女子大学管理規程」及び「学校法人鎌倉女子大学事務分掌規程」に基づき短期大学部の業務が執行されている。事務分掌規定においては事務組織及び事務分掌について定められており、各事務部門が果たす役割が明確となっている。
職員の任用に関しては「学校法人鎌倉女子大学職員任用規程」に募集方法、採用試験などが定められており、事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置されている。
教職員の資質・能力向上を図るべく「教育・研究に関する研修会」を開催するなど FD 活動・SD 活動にも力を入れている。また外部研修への参加も積極的に推奨している。

【優れた点】
○職員に対し「目標管理制度」を導入し、個人別の「職務目標報告書」は年度ごとの達成目標、具体的な行動計画・実績、今後の課題という形で工夫されており、個人レベルでも PDCA が機能している点は評価できる。

3－6　財務基盤と収支
3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】
基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】
平成 26(2014)年度から 5 年間の「中長期財務計画」を作成しており、併せて同期間の「施設設備事業計画」も作成し中長期的な計画に基づく財務運営を行っている。
財務状況においては、帰属収支差額が黒字を安定的に確保できており、収益性は良好な水準にある。学術研究棟新築工事など大きな資金を要した事業に際しても外部からの借入れなしに自己資金にて賄った。また、現状における手許資金も潤沢にあり資金面においても安定した財務基盤が確立できている。平成 21(2009)年度から平成 24(2012)年度にかけ「鎌倉女子大学スカラシップ入試奨学基金」を積立て、学生の経済的負担の軽減を図っている。
科学研究費助成事業、受託研究、私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金などの外部資金の調達においては、学術研究所に研究支援課を設置するなど組織的に対応する体制ができている。

3－7　会計

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人鎌倉女子大学寄附行為」「学校法人鎌倉女子大学経理規程」「学校法人鎌倉女子大学資金運用に関する規程」などの諸規則に基づき適正になされている。

予算とのかい離がある決算科目においては補正予算を編成している。補正予算編成に際してはあらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得た上でなされている。

監査法人による会計監査及び監事による監事監査については、法令や各規定に基づき定められ、適切に実施されている。また、監事は監査法人による監査計画の説明、監査結果報告を受けての質疑応答を実施するなど、両者の連携も図られている。

基準４．自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4－1　自己点検・評価の適切性

4-1-①　短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

使命・目的を達成するために学則において、教育研究活動の状況について、自ら自己点検及び評価を行うものとすると定めており、自主的かつ自律的な自己点検・評価が実施されている。

学則の規定に基づき自己点検・評価委員会が設置されており、理事長・学長はじめ各組織の長をもって構成されている。当委員会において自己点検・評価の実施、報告書作成などを審議する体制がとられている。

4－2　自己点検・評価の誠実性

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】
基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】
自己点検・評価を実施するに際し、各関連部署において各種データ・資料などの客観性の高いエビデンスに基づき、自己点検・評価が実施されている。
自己点検・評価委員会の事務担当である「教育調査企画室」を中心に、必要に応じて各部署間の連携がとられている。「自己点検・評価報告書」が毎年作成され、「学部長会議」「全学連絡協議会」において活動状況を報告し、全職員の共通理解を図っている。
また「自己点検・評価報告書」は大学の図書館において自由に閲覧できるようになっており、平成 18(2006)年度版からは、ホームページ上で公開するなど、自己点検・評価の結果について、学内共有化するとともに、社会にも適切に公表している。

4－3　自己点検・評価の有効性
4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】
基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】
「自己点検・評価報告書」に記載された課題、指摘事項については学科・部署ごとに改善策の検討がなされており、実施された教育研究活動について点検・評価を行い、自己点検・評価委員会に報告されている。さらにその結果は次年度以降の活動にも生かされている。このように、自己点検・評価の結果に対して PDCA サイクルが十分に機能している。
自己点検・評価の結果を反映させて「中期計画（平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度)」が作成されている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．女子短期大学としての『女子教育』

A－1　女子短期大学における教育
A-1-①　女子短期大学の特色を生かした教育プログラムの開発
A-1-②　女性のキャリア形成に関するサポート体制の構築

【概評】
実学の伝統に基づいた女子教育を、「建学の精神実践講座」「女性と文化」「女性と健康」

など、女子短期大学の特色を生かした独自の教育プログラムとして開発・実践し、女子の社会人基礎力を培っている。

女子の職能に合った免許・資格を生かし、豊かな感性としなやかな知性をもった保育士・幼稚園教諭など、専門職の就職支援に注力し、学科、就職センター、教職センターが連携し、女子短期大学としての特色を生かした就職支援を行っており、その結果の一つとして幼稚園教諭・保育士採用数の高い実績が挙げられる。

併設校高等部との連携により、高等学校 2 か年と短期大学 2 か年の接続教育プログラムを検討していることは、短期大学の可能性を模索する構想として、高く評価することができる。

女子のキャリア形成に関するサポートについて、卒業生や社会で活躍する女性との交流の機会を増やし、学生に持続性のある目標を持たせようとしている点は、高等教育機関の特性を生かしたサポートとして、高く評価することができる。

Ⅳ　短期大学の概況（平成 26(2014)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 25(1950)年度
所在地　　神奈川県鎌倉市大船 6-1-3
　　神奈川県鎌倉市岩瀬 1420
　　神奈川県鎌倉市二階堂 890-1
　　神奈川県鎌倉市山ノ内 1301

学科・専攻

学科	専攻
初等教育学科	―

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 26(2014)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
9 月 12 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 8 日	実地調査の実施　　10 月 9 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 10 日	10 月 10 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 10 日	第 5 回評価員会議開催
平成 27(2015)年　1 月 9 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 12 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書（付：電子媒体）
・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為 「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」	
【資料 F-2】	短期大学案内（最新のもの） 鎌倉女子大学 2015 大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則 「鎌倉女子大学短期大学部 学則」	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの） 平成 26 年度 学生募集要項 鎌倉女子大学短期大学部 平成 26 年度 短期大学部専攻科 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項 2014 年版 履修の手引 鎌倉女子大学短期大学部 2014 年版 学生生活の手引 鎌倉女子大学短期大学部	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの） 平成 26 年度 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの） 平成 26 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 鎌倉女子大学 2015 大学案内（Access & Map） KAMAKURA WOMEN'S UNIVERSITY CAMPUS MAP	【資料 F-2】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） 平成 26 年度 規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分） 平成 26 年度 役員及び評議員一覧 平成 25 年度 理事会・評議員会の開催状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目 コード	基準項目 該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料1-1-1】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条（目的）／第51条（専攻科の目的）	【資料F-3】と同じ
【資料1-1-2】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条（目的）／第51条（専攻科の目的）	【資料F-3】と同じ
【資料1-1-3】	大学案内（13ページ【建学の精神】）	【資料F-2】と同じ
【資料1-1-4】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞建学の精神	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料1-2-1】	大学案内（16～19ページ【鎌倉女子大学の学びの特色】）	【資料F-2】と同じ

【資料1-2-2】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条（目的）／第51条（専攻科の目的）	【資料F-3】と同じ
【資料1-2-3】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条の2（自己点検及び評価）	【資料F-3】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料1-3-1】	「鎌倉女子大学短期大学部 教授会規則」 第8条（審議事項）	【資料3-3-2】と同じ
【資料1-3-2】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」 第5条（審議事項）	【資料3-2-2】と同じ
【資料1-3-3】	大学案内（13ページ【建学の精神】）	【資料F-2】と同じ
【資料1-3-4】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞建学の精神	【資料1-1-4】と同じ
【資料1-3-5】	履修の手引（206ページ【鎌倉女子大学短期大学部 学則】）	【資料F-5】と同じ
【資料1-3-6】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞情報公開＞学則＞鎌倉女子大学短期大学部学則	
【資料1-3-7】	シラバス「建学の精神」	
【資料1-3-8】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 法人＞学校法人鎌倉女子大学＞「学園だより」巻頭言	
【資料1-3-9】	機関誌「緑苑」	
【資料1-3-10】	「求人のためのご案内―磨きあう知と心―」（就職センター発行）	
【資料1-3-11】	「求人のためのご案内―人間力あふれる教育・保育者を求める皆さまへ―」（教職センター発行）	
【資料1-3-12】	『知と心の教育 －鎌倉女子大学「建学の精神」の話』	
【資料1-3-13】	中期計画（平成25年度～平成29年度）	
【資料1-3-14】	3つのポリシー	
【資料1-3-15】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第4条（学科名）／第49条（専攻科名）	【資料F-3】と同じ
【資料1-3-16】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」 第2条（組織）／別表	【資料3-1-2】と同じ
【資料1-3-17】	学生生活の手引（12ページ【鎌倉女子大学組織図】）	【資料F-5】と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料2-1-1】	ポリシー策定（平成25年度第2,3,9回教授会資料）	
【資料2-1-2】	平成27年度 学生募集要項［AO入試（プレゼンテーション型）・AO入試（自己推薦型）・公募推薦入試］	後日発送
【資料2-1-3】	平成27年度 学生募集要項［一般入試・センター試験利用入試・社会人特別選抜入試］	後日発送
【資料2-1-4】	2015 入試ガイド（1ページ）	
【資料2-1-5】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞教育方針（3つのポリシー）＞アドミッションポリシー	
【資料2-1-6】	平成25年度AO・推薦入試説明会（3～5ページ）	
【資料2-1-7】	平成27年度 短期大学部専攻科 学生募集要項	後日発送
【資料2-1-8】	大学案内（118～122ページ【入試インフォメーション】【出身高校一覧】【入試についてのQ&A】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-1-9】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 受験生のみなさま＞入試情報／入試結果	
【資料2-1-10】	2015 入試ガイド	【資料2-1-4】と同じ
【資料2-1-11】	平成26年度「併設校推薦入試」について／平成27年度「併設校推薦入試」について（併設校高等部への依頼状）	
【資料2-1-12】	平成26年度指定校推薦入試学生募集要項／平成27年度指定校推薦入試学生募集について（依頼状）	

【資料2-1-13】	平成26年度 学生募集要項［AO入試（プレゼンテーション型）・AO入試（自己推薦型）・公募推薦入試］	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-14】	平成26年度 学生募集要項［一般入試・センター試験利用入試・社会人特別選抜入試］	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-15】	「鎌倉女子大学短期大学部 入試委員会規程」	
【資料2-1-16】	「鎌倉女子大学短期大学部 入学者選抜規則」	
【資料2-1-17】	短期大学部入試委員会（入試判定会議）議事録	
【資料2-1-18】	「鎌倉女子大学短期大学部 大学入試センター試験実施委員会規程」	
【資料2-1-19】	入試情報掲載の雑誌・サイト例	
【資料2-1-20】	平成26年度入学試験問題	
【資料2-1-21】	平成26年度 短期大学部専攻科 学生募集要項	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-22】	エビデンス集（データ編） 【表F-4】学科の学生定員及び在籍学生数	
【資料2-1-23】	エビデンス集（データ編） 【表F-5】専攻科の学生定員及び在籍学生数	
【資料2-1-24】	エビデンス集（データ編） 【表2-1】学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移	
【資料2-1-25】	エビデンス集（データ編）【表2-2】学科別の在籍者数	
【資料2-1-26】	エビデンス集（データ編）【表2-3】専攻科の入学者数の内訳	
【資料2-1-27】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞情報公開＞学生数・教員数	
【資料2-1-28】	大学案内（123ページ【学生数】）	【資料F-2】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料2-2-1】	ポリシー策定（平成25年度第2,3,9回教授会資料）	【資料2-1-1】と同じ
【資料2-2-2】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞教育方針（3つのポリシー）＞カリキュラムポリシー	
【資料2-2-3】	履修の手引（154～155,158,174ページ【カリキュラムポリシー】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-4】	エビデンス集（データ編）【表2-5】授業科目の概要	
【資料2-2-5】	ポリシー策定に伴うカリキュラム区分の変更、シラバス形式及び内容の変更（平成25年度第2回教授会議事録）	
【資料2-2-6】	平成26年度カリキュラム改定（平成25年度第2,3,4,7回教務委員会）	
【資料2-2-7】	学士力のシラバスへの表記について（平成25年度第5回教務委員会資料）	
【資料2-2-8】	シラバス作成の手引（2,5ページ【建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献】）	
【資料2-2-9】	履修の手引（24,29ページ【免許・資格プログラム】【企業学習プログラム】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-10】	履修の手引（160～162,176ページ【カリキュラム一覧】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-11】	大学案内（73～74,81ページ【学びの特色】【カリキュラム一覧】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-2-12】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要>情報公開＞シラバス（平成26年度）	
【資料2-2-13】	大学案内（76～77ページ【初等教育学科授業紹介】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-2-14】	シラバス「保育内容演習表現」	
【資料2-2-15】	シラバス「幼児指導」	
【資料2-2-16】	平成25年度カリキュラマップ	
【資料2-2-17】	初等教育学科フレッシュマンセミナー（幼稚部見学）	
【資料2-2-18】	平成25年度 夏休み社会体験プログラム	
【資料2-2-19】	シラバス「保育・教職実践演習（幼・小）」	

【資料2-2-20】	シラバス作成の手引（6ページ【授業方法の表記例】）	
【資料2-2-21】	ICT活用ツール一覧	
【資料2-2-22】	シラバス「インターンシップ（幼稚園）」「インターンシップ（保育所）」「インターンシップ（児童厚生施設）」	
【資料2-2-23】	平成25年度放課後児童健全育成事業指導員研修会	
【資料2-2-24】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 キャリア教育・FD委員会規程」	
【資料2-2-25】	エビデンス集（データ編）【表2-7】修得単位状況	
【資料2-2-26】	エビデンス集（データ編） 【表2-8】年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【資料2-2-27】	履修の手引（17ページ【1単位の学修量】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-28】	シラバス作成の手引（3,5ページ【準備学習・発展学習】）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料2-3-1】	「鎌倉女子大学短期大学部 教務委員会規程」	
【資料2-3-2】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 免許・資格指導委員会規程」	
【資料2-3-3】	各種委員会一覧	
【資料2-3-4】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第14条（教務課）／第15条（学務課）／ 第16条（免許・資格指導課）／ 第24条（教職課）	【資料3-5-2】と同じ
【資料2-3-5】	学生生活の手引（50ページ【オフィスアワー制度】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-3-6】	平成26年度春セメスター 研究日・オフィスアワー一覧	
【資料2-3-7】	教員基本情報・担当状況記入票提出およびメールアドレス公開について（お願い）	
【資料2-3-8】	「学校法人鎌倉女子大学 ティーチング・アシスタント規程」	
【資料2-3-9】	シラバス「女性と文化」	
【資料2-3-10】	平成26年度春セメスター 助手配置	
【資料2-3-11】	平成26年度春セメスター 大学・短大 情報科学関連講義時間割	
【資料2-3-12】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」 第4条（職務）第6号	【資料3-1-2】と同じ
【資料2-3-13】	エビデンス集（データ編）【表2-4】学科別の退学者数の推移	
【資料2-3-14】	退学願	
【資料2-3-15】	退学に関する経過報告	
【資料2-3-16】	休学に関する経過報告	
【資料2-3-17】	継続履修届	
【資料2-3-18】	平成25年度授業改善アンケート結果報告書	
【資料2-3-19】	平成24年度学生生活実態調査報告書	
【資料2-3-20】	平成25年度学生生活実態調査報告書	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料2-4-1】	エビデンス集（データ編）【表2-6】成績評価基準	
【資料2-4-2】	エビデンス集（データ編）【表2-7】修得単位状況	
【資料2-4-3】	エビデンス集（データ編） 【表2-8】年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【資料2-4-4】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 26条（単位の認定）／28条（授業科目の成績評価）／29条（成績評価要件）	【資料F-3】と同じ
【資料2-4-5】	「鎌倉女子大学短期大学部 履修規程」 第10条（成績評価）	
【資料2-4-6】	シラバス作成の手引（3～5ページ【成績評価】）	
【資料2-4-7】	履修の手引（20～21ページ【成績評価】【GPA】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-8】	成績評価についての依頼文（平成25年度第4回教授会資料）	

【資料2-4-9】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 スカラシップ入試	【資料2-7-5】と同じ
【資料2-4-9】	奨学金規程」 第3条（資格）	【資料2-7-5】と同じ
【資料2-4-10】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第13条（単位の互換）	【資料F-3】と同じ
【資料2-4-11】	「鎌倉女子大学、鎌倉女子大学短期大学部間の単位互換に係わる協定書」	
【資料2-4-12】	「鎌倉女子大学及び鎌倉女子大学短期大学部による鎌倉女子大学高等部からの単位互換履修生受入れに関する覚書」	
【資料2-4-13】	履修の手引（22～24ページ【既修得単位認定】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-14】	単位互換協定に基づく単位認定の状況及び単位互換協定以外で短期大学独自に行っている単位認定の状況（平成25年度実績）	
【資料2-4-15】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第9条（履修単位）	【資料F-3】と同じ
【資料2-4-16】	履修の手引（160ページ【初等教育学科卒業要件単位】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-17】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学位規程」 第13条（学位授与の審議・判定）	
【資料2-4-18】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第54条	【資料F-3】と同じ
【資料2-4-19】	履修の手引（176ページ【専攻科卒業要件単位】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-20】	ポリシー策定（平成25年度第2,3,9回教授会資料）	【資料2-1-1】と同じ
【資料2-4-21】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞教育方針（3つのポリシー）＞ディプロマポリシー	
【資料2-4-22】	履修の手引（154,158,174ページ【ディプロマポリシー】）	【資料F-5】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料2-5-1】	履修の手引（24,29ページ【免許・資格プログラム】【企業学習プログラム】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-5-2】	建学の精神実践講座 開設講座（平成25年度第12回教授会資料）	
【資料2-5-3】	シラバス「建学の精神実践講座①」	
【資料2-5-4】	シラバス「保育実習Ⅰ（保育所）」	
【資料2-5-5】	平成25年度 夏休み社会体験プログラム	【資料2-2-18】と同じ
【資料2-5-6】	鎌倉女子大学キャリアサポートガイド	
【資料2-5-7】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第23条（就職課）／第24条（教職課）	【資料3-5-2】と同じ
【資料2-5-8】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 就職＞オリエンテーション・支援講座	
【資料2-5-9】	学生生活の手引（68～73ページ【就職支援】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-5-10】	「就職総合ガイダンス」実施のお知らせ	
【資料2-5-11】	就職ガイドブック	
【資料2-5-12】	学生生活の手引（64～67ページ【教職への支援】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-5-13】	私立幼稚園・保育所就職活動直前ガイダンス	
【資料2-5-14】	「私立幼稚園特別ガイダンス」実施のお知らせ	
【資料2-5-15】	平成25年度初等教育学科私立幼稚園・保育所採用内定者報告会実施要項	
【資料2-5-16】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 就職＞教員採用試験対策講座	
【資料2-5-17】	教員採用試験対策講座	
【資料2-5-18】	平成25年度教員採用候補者選考試験説明会（掲示物）	
【資料2-5-19】	平成25年度教員・保育士採用選考試験合格者報告会実施要項	
【資料2-5-20】	シラバス「インターンシップ（幼稚園）」「インターンシップ（保育所）」「インターンシップ（児童厚生施設）」	【資料2-2-22】と同じ
【資料2-5-21】	平成25年度放課後児童健全育成事業指導員研修会 資料	【資料2-2-23】と同じ
【資料2-5-22】	エビデンス集（データ編）【表2-9】就職相談室等の利用状況	
【資料2-5-23】	エビデンス集（データ編）【表2-10】就職の状況	

【資料2-5-24】	エビデンス集（データ編）【表2-11】卒業後の進路先の状況	
【資料2-5-25】	大学案内（92～93ページ【就職支援】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-5-26】	鎌倉女子大学キャリアサポートガイド	【資料2-5-6】と同じ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料2-6-1】	平成25年度授業改善アンケート結果報告書	【資料2-3-18】と同じ
【資料2-6-2】	平成24年度学生生活実態調査報告書	【資料2-3-19】と同じ
【資料2-6-3】	平成25年度学生生活実態調査報告書	【資料2-3-20】と同じ
【資料2-6-4】	Myポートフォリオ（平成25年度）	
【資料2-6-5】	免許・資格取得状況（過去3年間）	
【資料2-6-6】	進路・就職に関するアンケート	
【資料2-6-7】	平成25年度卒業生 進路就職報告（平成26年度第2回教授会資料）	
【資料2-6-8】	平成25年度教員採用試験2次試験状況（自治体別）（平成25年度9月教授会資料）	
【資料2-6-9】	平成26年度シラバス様式改訂（平成25年度第2,3回教務委員会）	
【資料2-6-10】	履修シート	
【資料2-6-11】	大学案内（78ページ【初等教育学科の就職状況】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-6-12】	エビデンス集（データ編）【表2-10】就職の状況	
【資料2-6-13】	エビデンス集（データ編）【表2-11】卒業後の進路先の状況	
2-7. 学生サービス		
【資料2-7-1】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第20条（学生課）	【資料3-5-2】と同じ
【資料2-7-2】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学生生活委員会規程」	
【資料2-7-3】	エビデンス集（データ編） 【表2-13】短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）	
【資料2-7-4】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 鎌倉女子大学奨学金規程」	
【資料2-7-5】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 スカラシップ入試奨学金規程」	
【資料2-7-6】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 鎌倉女子大学緊急支援学費減免措置規程」	
【資料2-7-7】	学生生活の手引（42～45ページ【奨学金】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-8】	平成26年度鎌倉女子大学奨学金 募集要項	
【資料2-7-9】	エビデンス集（データ編） 【表2-14】学生の課外活動への支援状況	
【資料2-7-10】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学友会に関する規程」	
【資料2-7-11】	学生生活の手引（53～61ページ【クラブ・同好会】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-12】	大学案内（112～113ページ【クラブ活動】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-7-13】	Club Information	
【資料2-7-14】	平成25年度 学友会WEEK実施要領	
【資料2-7-15】	平成25年度 リーダーズミーティング 実施要領	
【資料2-7-16】	平成25年度 コミュニティモールコンサート開催一覧	
【資料2-7-17】	学生生活の手引（62～63ページ【ボランティア】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-18】	平成26年度 ボランティア活動説明会資料	
【資料2-7-19】	平成25年度 ボランティア連携先一覧	
【資料2-7-20】	平成24年度 東日本大震災復興支援ボランティア実施要領	
【資料2-7-21】	平成25年度 クリーンアップ隊 活動状況	
【資料2-7-22】	学生支援プログラム「グリーンプロジェクト」	
【資料2-7-23】	エビデンス集（データ編）【表2-12】学生相談室、医務室等の	

【資料2-7-23】	利用状況	
【資料2-7-24】	大学案内（98ページ【バックアップ体制】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-7-25】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第11条（保健課）／第20条（学生課）／第21条（学生相談室）	【資料3-5-2】と同じ
【資料2-7-26】	「学校法人鎌倉女子大学 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」 第6条（相談窓口）	【資料3-1-6】と同じ
【資料2-7-27】	学生生活の手引（48～49ページ【健康支援】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-28】	平成25年度健康診断受診状況・保健センター利用状況	
【資料2-7-29】	保健だより（平成25年4,5,6,10月号）	
【資料2-7-30】	感染症予防について（掲示物）	
【資料2-7-31】	MR接種勧奨の通知	
【資料2-7-32】	学生生活の手引（50～52ページ【学生相談】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-33】	平成24年度学生生活実態調査報告書	【資料2-3-19】と同じ
【資料2-7-34】	平成25年度学生生活実態調査報告書	【資料2-3-20】と同じ
【資料2-7-35】	各種行事実施後のアンケート	
【資料2-7-36】	平成25年度 クラブ・同好会主将面談実施要領	
【資料2-7-37】	学生生活の手引（22ページ【鎌倉女子大学ポータルサイト】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-38】	鎌倉女子大学ポータルサイト (https://portal.kamakura-u.ac.jp/campusweb/top.do)	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料2-8-1】	エビデンス集（データ編） 【表F-6】全学の教員組織（学科等）、全学の教員組織（専攻科等）	
【資料2-8-2】	エビデンス集（データ編） 【表2-16】学科の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【資料2-8-3】	エビデンス集（データ編） 【表2-17】学科、専攻課程の開設授業科目における専兼比率	
【資料2-8-4】	エビデンス集（データ編） 【表2-15】専任教員の学科、専攻科ごとの年齢別の構成	
【資料2-8-5】	「鎌倉女子大学短期大学部 教員資格審査規程」	
【資料2-8-6】	教育活動報告書	
【資料2-8-7】	研究活動報告書	
【資料2-8-8】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 キャリア教育・FD委員会規程」	【資料2-2-24】と同じ
【資料2-8-9】	平成25年度FDスケジュール（平成25年度第1回キャリア教育・FD委員会資料）	
【資料2-8-10】	平成25年度授業改善アンケート実施方法（平成25年度第1回キャリア教育・FD委員会資料）	
【資料2-8-11】	平成25年度授業改善アンケート結果報告書	【資料2-3-18】と同じ
【資料2-8-12】	平成26年度授業改善アンケート（平成25年度第6回キャリア教育・FD委員会資料）	
【資料2-8-13】	平成26年度授業公開（ピアレビュー）及び意見交換	
【資料2-8-14】	平成25年度みどり祭オープンクラス実施科目	
【資料2-8-15】	FD講演会	
【資料2-8-16】	平成26年度新任教員研修FDワークショップ	
【資料2-8-17】	CEFDニュースレター第11号	
【資料2-8-18】	平成26年度教務研修会	
【資料2-8-19】	平成26年度教務研修会（新任研修）案内状	
【資料2-8-20】	平成24年度「教育・研究に関する研修会」	
【資料2-8-21】	ポリシー策定に伴うカリキュラム区分の変更、シラバス形式及び内容の変更（平成25年度第2回教授会議事録）	【資料2-2-5】と同じ

【資料2-8-22】	シラバス作成の手引（2,5ページ【建学の精神に基づく深い教	【資料2-2-8】と同じ
【資料2-8-22】	養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献】）	【資料2-2-8】と同じ
【資料2-8-23】	「鎌倉女子大学短期大学部 教務委員会規程」	【資料2-3-1】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料2-9-1】	エビデンス集（データ編）【表2-18】校地、校舎等の面積	
【資料2-9-2】	エビデンス集（データ編）【表2-19】教員研究室の概要	
【資料2-9-3】	エビデンス集（データ編） 【表2-20】講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【資料2-9-4】	エビデンス集（データ編）【表2-22】その他の施設の概要	
【資料2-9-5】	校舎図面	
【資料2-9-6】	KAMAKURA WOMEN'S UNIVERSITY CAMPUS MAP	【資料F-8】と同じ
【資料2-9-7】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞環境・施設＞大船キャンパス	
【資料2-9-8】	大学案内（100～103ページ【キャンパスマップ】,104～109ページ【施設・設備】,114～115ページ【周辺環境】,116ページ【関連キャンパス】,125ページ【Access＆Map】）	【資料F-2】【資料F-8】と同じ
【資料2-9-9】	学生生活の手引（97～106ページ【大船キャンパス】【岩瀬キャンパス】【教育研修施設】【キャンパス周辺MAP】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-9-10】	KAMAKURA WOMEN'S UNIVERSITY CAMPUS MAP	【資料F-8】と同じ
【資料2-9-11】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞環境・施設＞大船キャンパス	【資料2-9-7】と同じ
【資料2-9-12】	大学案内（100～103ページ【キャンパスマップ】,104～109ページ【施設・設備】）	【資料F-2】と同じ
【資料2-9-13】	学生生活の手引（93ページ【東山ビオトープ】,96ページ【カンティーン・カフェテリア・ショップ】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-9-14】	施設管理部 中・長期保全計画書	
【資料2-9-15】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第3条（総務課）／第6条（施設課）	【資料3-5-2】と同じ
【資料2-9-16】	エビデンス集（データ編）【表2-23】図書、資料の所蔵数	
【資料2-9-17】	エビデンス集（データ編）【表2-24】学生閲覧室等	
【資料2-9-18】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 図書館規程」	
【資料2-9-19】	鎌倉女子大学図書館ホームページ (http://www.kamakura-u.ac.jp/library/)	
【資料2-9-20】	学生生活の手引（86～92ページ【図書館】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-9-21】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 図書館運営委員会規程」	
【資料2-9-22】	図書館入館者数・貸し出し冊数	
【資料2-9-23】	エビデンス集（データ編）【表2-25】情報センター等の状況	
【資料2-9-24】	学生生活の手引（94～95ページ【情報処理演習室等】）	【資料F-5】と同じ
【資料2-9-25】	ICT活用ツール一覧	【資料2-2-21】と同じ
【資料2-9-26】	「学校法人鎌倉女子大学 情報教育推進員会規程」	
【資料2-9-27】	大地震が発生した時（掲示物）	
【資料2-9-28】	防災訓練実施について	
【資料2-9-29】	バリアフリー整備状況	
【資料2-9-30】	平成25年度 学生生活実態調査報告書	【資料2-3-20】と同じ
【資料2-9-31】	鎌倉女子大学図書館利用者アンケート調査について	
【資料2-9-32】	平成26年度春セメスター 科目別履修人数一覧	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		

【資料3-1-1】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」	【資料F-1】と同じ
【資料3-1-2】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」	
【資料3-1-3】	「学校法人鎌倉女子大学 就業規則」	
【資料3-1-4】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 研究倫理規程」	
【資料3-1-5】	「学校法人鎌倉女子大学 個人情報の保護に関する規程」	
【資料3-1-6】	「学校法人鎌倉女子大学 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」	
【資料3-1-7】	中期計画（平成25年度～平成29年度）	【資料1-3-13】と同じ
【資料3-1-8】	エビデンス集（データ編） 【表3-2】短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【資料3-1-9】	「学校法人鎌倉女子大学 危機管理規程」	
【資料3-1-10】	「学校法人鎌倉女子大学 防火・防災管理規程」	
【資料3-1-11】	防災訓練実施について	【資料2-9-28】と同じ
【資料3-1-12】	大地震が発生した時（掲示物）	【資料2-9-27】と同じ
【資料3-1-13】	感染症予防について（掲示物）	【資料2-7-30】と同じ
【資料3-1-14】	事故対応マニュアル（AEDの設置場所）	
【資料3-1-15】	大船キャンパス校舎使用について	
【資料3-1-16】	「学校法人鎌倉女子大学 個人情報の保護に関する規程」	【資料3-1-5】と同じ
【資料3-1-17】	「学校法人鎌倉女子大学 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」	【資料3-1-6】と同じ
【資料3-1-18】	「学校法人鎌倉女子大学 公益通報に関する規程」	
【資料3-1-19】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 大学概要＞情報公開	
【資料3-1-20】	エビデンス集（データ編） 【表3-3】教育研究活動等の情報の公表状況について	
【資料3-1-21】	「学校法人鎌倉女子大学 財務情報開示規程」	
【資料3-1-22】	学園だより第167号（7ページ） 「学校法人鎌倉女子大学 平成24年度 事業の概要」	
【資料3-1-23】	エビデンス集（データ編）【表3-4】財務情報の公表	
3-2. 理事会の機能		
【資料3-2-1】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第17条（理事会）	【資料F-1】と同じ
【資料3-2-2】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」	
【資料3-2-3】	平成26年度 役員及び評議員一覧	【資料F-10】と同じ
【資料3-2-4】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第5条（役員）／第6条（理事の選任）／第9条（役員の任期）	【資料F-1】と同じ
【資料3-2-5】	平成25年度 理事会・評議員会の開催状況	【資料F-10】と同じ
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料3-3-1】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第42条（教授会）	【資料F-3】と同じ
【資料3-3-2】	「鎌倉女子大学短期大学部 教授会規則」	
【資料3-3-3】	「鎌倉女子大学短期大学部 教授会規則」	【資料3-3-2】と同じ
【資料3-3-4】	「鎌倉女子大学短期大学部 学部長会議規程」	
【資料3-3-5】	「鎌倉女子大学短期大学部 教務委員会規程」	【資料2-3-1】と同じと同じ
【資料3-3-6】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 学生生活委員会規程」	【資料2-7-2】と同じ
【資料3-3-7】	「鎌倉女子大学短期大学部 入試委員会規程」	【資料2-1-15】と同じ
【資料3-3-8】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 就職委員会規程」	
【資料3-3-9】	「鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 教職委員会規程」	
【資料3-3-10】	各種委員会一覧	【資料2-3-3】と同じ
【資料3-3-11】	「鎌倉女子大学短期大学部 学部長会議規程」 第3条（議長）	【資料3-3-4】と同じ
【資料3-3-12】	「鎌倉女子大学短期大学部 教授会規則」 第7条（議長）	【資料3-3-2】と同じ

【資料3-3-13】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」 第2条（議長）	【資料3-2-2】と同じ
【資料3-3-14】	「学校法人鎌倉女子大学 全学連絡協議会規程」 第3条（議長）	【資料3-4-1】と同じ
【資料3-3-15】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」 第3条（職員）第3項／第4条（職務）第10号	【資料3-1-2】と同じ
【資料3-3-16】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第10条（教育調査企画室）	【資料3-5-2】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料3-4-1】	「学校法人鎌倉女子大学 全学連絡協議会規程」	
【資料3-4-2】	「学校法人鎌倉女子大学 内部監査規則」	
【資料3-4-3】	内部監査計画書	
【資料3-4-4】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第7条（監事の選任）	【資料F-1】と同じ
【資料3-4-5】	「学校法人鎌倉女子大学 監事監査規程」	
【資料3-4-6】	平成25年度 理事会・評議員会の開催状況	【資料F-10】と同じ
【資料3-4-7】	平成26年度 監事の監査計画書	
【資料3-4-8】	平成26年度 監事の監査実施計画（別表Ⅰ）	
【資料3-4-9】	監事の年間スケジュール（月間予定）及び定例会のテーマ・監査の項目等（別表Ⅱ）	
【資料3-4-10】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第22条（諮問事項）／第23条（評議員会の意見具申等）	【資料F-1】と同じ
【資料3-4-11】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第20条（評議員会）／第24条（評議員の選任）	【資料F-1】と同じ
【資料3-4-12】	平成25年度 理事会・評議員会の開催状況	【資料F-10】と同じ
【資料3-4-13】	「学校法人鎌倉女子大学 理事会規則」 第2条（議長）	【資料3-2-2】と同じ
【資料3-4-14】	「学校法人鎌倉女子大学 全学連絡協議会規程」 第3条（議長）	【資料3-4-1】と同じ
【資料3-4-15】	各種委員会一覧	【資料2-3-3】と同じ
【資料3-4-16】	「学校法人鎌倉女子大学 稟議規程」	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料3-5-1】	「学校法人鎌倉女子大学 管理規程」	【資料3-1-2】と同じ
【資料3-5-2】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」	
【資料3-5-3】	エビデンス集（データ編） 【表3-1】職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【資料3-5-4】	「学校法人鎌倉女子大学 職員任用規程」	
【資料3-5-5】	各種委員会一覧	【資料2-3-3】と同じ
【資料3-5-6】	平成24年度「教育・研究に関する研修会」	【資料2-8-20】と同じ
【資料3-5-7】	「職務目標報告書」実施について	
【資料3-5-8】	職務目標報告書	
【資料3-5-9】	「学校法人鎌倉女子大学 内部監査規則」	【資料3-4-2】と同じ
【資料3-5-10】	平成24年度「教育・研究に関する研修会」	【資料2-8-20】と同じ
【資料3-5-11】	平成25年度 教職員研修等参加状況	
【資料3-5-12】	「職務目標報告書」実施について	【資料3-5-7】と同じ
【資料3-5-13】	職務目標報告書	【資料3-5-8】と同じ
3-6. 財務基盤と収支		
【資料3-6-1】	中長期財務計画	
【資料3-6-2】	施設整備事業計画	
【資料3-6-3】	エビデンス集（データ編） 【表3-5】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【資料3-6-4】	エビデンス集（データ編） 【表3-6】消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【資料3-6-5】	エビデンス集（データ編） 【表3-7】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【資料3-6-6】	計算書類（平成21年度～平成25年度）	
【資料3-6-7】	平成26年度収支予算書	
【資料3-6-8】	平成25年度補正収支予算書	
【資料3-6-9】	平成25年度財産目録	
【資料3-6-10】	資金運用状況（平成21年度～平成25年度）	
【資料3-6-11】	エビデンス集（データ編） 【表3-8】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）	
【資料3-6-12】	外部資金導入状況（平成21年度～平成25年度）	
【資料3-6-13】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第19条（研究支援課）	【資料3-5-2】と同じ
3-7. 会計		
【資料3-7-1】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」	【資料F-1】と同じ
【資料3-7-2】	「学校法人鎌倉女子大学 経理規程」	
【資料3-7-3】	「学校法人鎌倉女子大学 資金運用に関する規程」	
【資料3-7-4】	「学校法人鎌倉女子大学 寄附行為」 第22条（諮問事項）第4号	【資料F-1】と同じ
【資料3-7-5】	平成25年度補正収支予算書	【資料3-6-8】と同じ
【資料3-7-6】	「学校法人鎌倉女子大学 監事監査規程」	【資料3-4-5】と同じ
【資料3-7-7】	平成26年度 監事の監査計画書	【資料3-4-7】と同じ
【資料3-7-8】	監査報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料4-1-1】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条の2（自己点検及び評価）	【資料F-3】と同じ
【資料4-1-2】	「学校法人鎌倉女子大学 自己点検・評価委員会規程」	
【資料4-1-3】	自己点検・評価報告書項目一覧（平成10年度～平成24年度）	
【資料4-1-4】	自己点検・評価報告書（平成24年4月1日～平成25年5月1日）	
【資料4-1-5】	「鎌倉女子大学短期大学部 学則」 第1条の2（自己点検及び評価）	【資料F-3】と同じ
【資料4-1-6】	「学校法人鎌倉女子大学 自己点検・評価委員会規程」	【資料4-1-2】と同じ
【資料4-1-7】	自己点検・評価報告書項目一覧（平成10年度～平成24年度）	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料4-2-1】	自己点検・評価報告書 作成要領	
【資料4-2-2】	「学校法人鎌倉女子大学 事務分掌規程」 第12条（情報教育センター）	【資料3-5-2】と同じ
【資料4-2-3】	平成19年度自己点検・評価報告書	
【資料4-2-4】	自己点検・評価報告書（平成24年4月1日～平成25年5月1日）	【資料4-1-4】と同じ
【資料4-2-5】	鎌倉女子大学ホームページ(http://www.kamakura-u.ac.jp/) 情報公開＞自己点検・評価	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料4-3-1】	「学校法人鎌倉女子大学 自己点検・評価委員会規程」	【資料4-1-2】と同じ
【資料4-3-2】	中期計画（平成25年度～平成29年度）	【資料1-3-13】と同じ
【資料4-3-3】	認証評価結果（向上・充実のための課題）の改善状況	

基準 A. 女子短期大学としての『女子教育』

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 女子短期大学における教育		

2　鎌倉女子大学短期大学部

【資料A-1-1】	建学の精神実践講座 開設講座（平成25年度第12回教授会資料）	【資料2-5-2】と同じ
【資料A-1-2】	シラバス「女性と文化」	【資料2-3-9】と同じ
【資料A-1-3】	「危機管理対策」実施要領	
【資料A-1-4】	平成25年度カリキュラマップ	【資料2-2-16】と同じ
【資料A-1-5】	「保育入門講座」資料	
【資料A-1-6】	鎌倉女子大学キャリアサポートガイド	【資料2-5-6】と同じ
【資料A-1-7】	平成25年度 リーダーズミーティング 実施要領	【資料2-7-15】と同じ

3　北陸学院大学短期大学部

Ⅰ　認証評価結果

【判定】

評価の結果、北陸学院大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神は「主を畏れることは知恵の初め」と定め、短期大学部の使命・目的に関しては、北陸学院大学短期大学部全体の教育理念・目的、学科ごとに教育目的を学則に定めている。建学の精神と短期大学部の使命・目的は、三つのミッション・ステートメントとスクールモットーを設定して簡潔に文章化している。短期大学部の使命・目的の実現を目指した「中期事業計画書（H27-31)」を策定している。また、短期大学部にはコミュニティ文化学科と食物栄養学科の 2 学科を設置し、教育研究組織は短期大学部の使命・目的及び教育目的を実現するにふさわしく適切に整備している。

「基準２．学修と教授」について

アドミッションポリシーは短期大学案内、募集要項に明記されるとともに、短期大学ホームページにも掲載されており周知が図られている。教育理念は神と人とに仕えるキリスト教のホスピタリティの精神を備えた人材育成を目指し､教育課程の編成が行われている。入学者数については、入学定員を変更するなど教学改革を行い、収容定員充足率は向上している。

「基準３．経営・管理と財務」について

学校法人及び短期大学部は、組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされている。短期大学部の使命・目的を実現するために、組織体制を整備するなど継続的な努力がなされている。理事会は、適切に開催され、重要事項の審議・決定が行われている。理事は寄附行為の規定にのっとって選任され、理事会への出席状況も適切である。学長は理事会で決定された方針に従い短期大学部を統括し、短期大学部の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを果たしている。

「基準４．自己点検・評価」について

自己点検・評価については「北陸学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程」に基づき､短期大学部の使命･目的に即した自主的･自立的な自己点検･評価を行っている。平成 25(2013)年度から短期大学基準協会の定める基準から日本高等教育評価機構の基準に変更し､年度ごとに課題を掘下げ自己点検･評価を行い､自己点検･評価の結果は PDCA サイクル活用の仕組みが確立されており、教育研究、短期大学運営の改善・向上に向けて有効に機能している。

総じて、建学の精神に基づく短期大学部の教育目的と社会的使命を定め、法令を遵守し適正に教育が行われている。今後は、教育の質の一層の向上を目指し、地域社会の支持を

得て長期的に経営基盤を安定させ、優れた人材を送出すことによって、地域社会の発展に貢献することを期待したい。

なお、使命・目的に基づく短期大学部独自の取組みとして設定されている、「基準 A.特色ある教育・研究と社会貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「主を畏れることは知恵の初め」と定め、使命・目的は「北陸学院大学短期大学部学則」の第 1 章総則第 1 条に「本学は、福音主義のキリスト教に基づき、教育基本法及び学校教育法にのっとり、良き社会人として必要な教養並びに専門的教育を行うことを目的とする」と明示している。また、建学の精神と使命・目的については、現代的な文脈に即して具体化を図り、三つのミッション・ステートメントを入試ガイドブック、学生要覧などに簡潔に文章化し、「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーに設定している。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は学校教育法第 108 条、短期大学設置基準第 2 条を遵守し、短期大学部の個性・特色を「福音主義のキリスト教に基づき」「愛と奉仕の精神をもって」と

学則に明示している。また、学則第 5 条に食物栄養学科では食を通して健康で文化的な質の高い暮らしの助言と指導ができる人材を育成し、コミュニティ文化学科では国際的視野に立ち地域に貢献できる人材育成を目的にしている。

短期大学部を取巻く環境の急激な変化に対応するため、学科の改組転換を実施し、平成 20(2008)年度に 4 学科から 2 学科体制へ変更し、平成 25(2013)年度に入学定員の見直しを行っている。さらに、短期大学部の使命・目的の実現を目指した「中期事業計画書（H27-31）」で基本戦略及び個別計画を策定し、教育目的や教育課程の編成方針を再構築している。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

理事会などの役員会、また、教授会などにおける開始時・閉会時の祈祷や、職員朝礼における祈祷などにより建学の精神の浸透が図られている。使命・目的は、短期大学案内やホームページなどに掲載し学内外に周知するとともに、学生には必修授業である「北陸学院セミナー」を通じて共通理解を図っている。

使命・目的の実現を目指した「経営改善計画（H22-26）」さらに「中期事業計画書（H27-31）」が策定され、当面の最大の課題である学生確保を中心に中期計画が履行されている。また、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）については、大学評議会の所轄委員会である「教学マネジメント委員会」において組織的に、全学的な課題として見直しが行われている。

教育研究組織は、使命・目的及び教育目的を実現するにふさわしく適切に整備している。

基準２．学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部全体と学科ごとのアドミッションポリシーを定め、短期大学案内、募集要項に明示して周知を図っている。

収容定員の充足状況は、受験生のニーズに応える「経営改善計画」に従って学生確保に努力している。また、入学定員の変更などの対応により、収容定員充足率は向上している。

アドミッションポリシーに沿って、入学試験実施体制は、学長を責任者とする入学者選考委員会において入学試験に関わる全般を審議するとともに、入学者の選考は適正に審議・決定が行われている。特に、受験生のニーズに合った多様な入試形態により、それぞれ特性を持った学生を受入れている。また、試験の時期、試験の回数、試験科目や配点に工夫をしている。

2－2　教育課程及び教授方法

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

短期大学全体と学科ごとのカリキュラムポリシーは、学則に明記されており、これに基づき全学共通科目としての教養教育及び各学科の特色を反映した専門教育科目が体系的に配置され、ホームページなどで公開されている。また、教授方法改善の取組みとして、学内の FD(Faculty Development)活動のほか、「大学間連携共同教育推進事業」においても授業方法の改善の工夫や学修時間増加の取組みを行っている。

「大学コンソーシアム石川」加盟、「アクティブラーニングおよびインパクトのある教室外体験学習プログラム」に取組んでおり、教育方法の充実が図られている。また、教育の質の確保に関して、半期に履修登録できる上限数を設定し、学生の過剰な履修登録による単位の空洞化が防止されている。

2－3　学修及び授業の支援

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教育方法の充実を図り、学生の主体的な学びの実現を図ることを目的として、アクティ

ブラーニングや教室外体験学習プログラムなどを構造化し、初年次教育の取組みが行われている。最終意思決定機関である大学評議会や各種委員会の構成員として職員が入っており、教員と職員の協働体制は整えられている。学修・授業支援は、「基礎学力不足の学生に対する基礎力強化科目の履修」「短期集中講座」「学習支援室」の三つの柱として取組んでいる。平成 23(2011)年度より学生支援課が配置され、教職協働が可能な学修支援体制が開始されている。授業参観への職員の参加、「FD・SD 研修会」への職員の参加など、教職協働による学修・授業支援体制が整備されている。中途退学者及び休学者の対策として、早期にアドバイザーや学科長が対応している。また、授業支援は学生の意見をくみ上げるアンケートが実施され、平成 24(2012)年度よりオフィスアワーが設定されている。

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級基準、卒業要件及び成績評価基準を適切に定め、学則や学生要覧に明示するとともに、適切に運用されている。また、他の短期大学などにおける単位認定は、適切に運用している。各科目の単位数は授業形態ごとに学則に定めている。シラバスには、「授業計画・到達目標・成績評価方法と基準」がすべての教科について示されている。卒業要件はディプロマポリシーに基づき、教育課程の各科目を履修し、区分ごとに定める必要単位数を修得した者を卒業認定すると定めている。GPA(Grade Point Average)制度の導入は、授業に対する学生の意識を高めるとともに、学期ごとの学修指導に役立てている。また、「GPA を用いた学習指導」として GPA 数値による指導を行い、一定基準以下の学生に対しては担当教員による注意と指導が行われている。

2－5　キャリアガイダンス

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内外で学生の職業意識や就労意欲を育成するためのキャリア教育を実施している。教育課程内においては、全学共通科目のキャリア教育科目を開講し、また、専門教育科目においては、各学科の特色を生かした教育科目を開講している。教育課程外においては、学生支援課がさまざまなキャリア支援プログラムを実施するなど、キャリア教育のための支援体制を整備している。食物栄養学科においては卒業後に管理栄養士資格取得に向けた卒後支援を実施している。その他、資格・検定に合わせた奨励金制度を設け、学生の

目標達成による自己効力感を高め、学修意欲の向上を図っている。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

授業アンケートを実施し、その集計結果を授業担当者にフィードバックするとともに、結果に対するコメントと授業改善方法を記入させるなど、授業改善に向けた取組みを行っている。全科目対象とした学期途中の中間アンケートを実施し、授業期間終了までにその対応・改善を図るなどの工夫をしている。前期・後期に実施している授業参観においては、専任教員、兼任教員、職員が参観するなど全学的な取組みとして教職協働の観点からも有効に機能している。

「大学及び短期大学部への適応過程に関する調査」を実施し、得られた調査結果を教育目標達成状況の指標として学修指導などに活用している。

2－7　学生サービス

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

教職員から構成された学生委員会を組織化し、事務局の学生支援課においてはさまざまな学生サービスを実施するなど、学生生活全般にわたる支援を行っている。健康相談については、産業医がメンバーである健康管理委員会と学生委員会が連携し、保健室が担当している。また、心的支援については保健室と連携しながらカウンセリングルームが対応するなど、学生の心身の健康のための包括的な支援を適正に行っている。経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金の申請支援を行うとともに短期大学部独自の各種奨学金を設定し、学生に対する経済的支援を実施している。また、スクールバスを運行し、学生の通学に対する利便性向上に努めている。

「学生生活調査」を実施し、広く学生の意見・要求をくみ上げ、その調査結果をもとに学生生活環境の改善に向けた取組みを行っている。

2－8　教員の配置・職能開発等

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準上必要な教員数を確保し、各種資格取得に必要な教員も適切に配置している。教員の採用・昇任については、「北陸学院大学短期大学部人事委員会規程」「北陸学院大学短期大学部教員任用及び昇任規程」「北陸学院大学短期大学部教員任用候補者及び昇任候補者に係る審査項目、審査基準」に定めて、適切に運用している。教員評価は教育・研究評価活動委員会が担当し、「業績報告書」をもとに学内での管理運営活動、教育活動、研究活動、社会的な活動などの取組みを数値化し評価している。全教職員を対象とした「FD・SD 研修会」を開催し、資質向上や能力開発を行っている。

教養教育については、教学マネジメント委員会が担当し、教養教育の見直し・改定を実施するなど全学的な取組みを行っている。

2－9　教育環境の整備

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育研究目的の達成のため、校地・校舎、屋外運動場、室内施設を整備し、適切に運営・管理している。図書館には、十分な学術情報資料を保有し、特にキリスト教関係の貴重な資料を多く所蔵している。年間の図書貸出し冊数が多い学生を表彰し、図書館の利用促進に向けた取組みを行っている。また、学生が自由に学べる環境整備を行っている。

授業を行う学生数は、履修人数に応じて複数クラスを開講するなど、教育効果を十分に上げられるように管理している。

「学生生活調査」を毎年実施し、教育環境向上のために学生の意見をくみ上げる仕組みを整備している。

【優れた点】

○学生の自習スペースとして、「学習支援室」を土・日を含む毎日 22 時まで開放していることは、高く評価できる。

○図書館利用を促進するための施策として、学生自身が自由な発想で利用拡大を図ることを目的とした「図書館サポーター体制」を実施し、展示コーナーの設置や学生の視点に

よる選書ツアーなどを実施している点は高く評価できる。

基準３．経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人及び短期大学部は、組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされている。使命・目的を実現するために、組織体制を整備するなど継続的な努力がなされている。

危機管理規定を整備し、安全管理に対する施策がとられ、節電による省エネルギー対策やキャンパス内を全面禁煙にするなど、環境保全と健康教育の実践に取組んでいる。

個人情報保護、ハラスメント防止などの人権に関する規定が整備され、教職員としての倫理性と責任ある行動を促すとともに、学生に対しても学生要覧などを通じて周知し、人権に対する配慮がなされている。教育情報及び財務情報は、ホームページなどで適切に公表されている。

3－2　理事会の機能

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人の最終意思決定機関である理事会は、適切に開催され、重要事項の審議・決定がなされている。理事は寄附行為の規定にのっとって選任され、理事会への出席状況も適切である。

理事会のもとに委任機関として常務理事会を置き、日常業務等一定事項の決定・処理を行い、効率的な学校運営を図っている。

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部の管理運営に関する重要な事項を審議する機関として、大学評議会を置き、教育研究に関する重要な事項を審議する機関として教授会を置いている。学則の規定により、大学評議会と教授会で議事が重なる場合、決定は大学評議会が行うこととされ、大学評議会の権限と責任を明確に定めている。

学長は理事会で決定された方針に従い、学則にのっとり、短期大学の最高審議機関である大学評議会を招集し学内の意見調整を図るなど、短期大学部を統括し、意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを果たしている。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は学院長・宗教主事として、大学評議会及び教授会のメンバーであり、学長は理事会のメンバーでもあることから、教学部門と管理部門との連携は円滑に行われている。

監事は理事会、評議員会及び監査法人の監査報告会に出席しているほか、年度ごとに定めたテーマによる業務監査を行うなど、監事の職務は適切に執行されている。評議員会は理事会の諮問機関として、寄附行為に基づいて適切に運営されている。

理事長は理事会をまとめ、大学評議会及び教授会にも参加して、法人の経営に適切なリーダーシップを発揮している。

教職員の創意工夫を奨励し業務改善に資するため「提案制度規程」を定め、個人の提案などを取入れていくための仕組みを整備している。

3－5　業務執行体制の機能性

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織体制については、組織規定において管理組織及びその所管業務の範囲と権限が

規定され、事務組織事務分掌規定において各部署が果たす役割が明確に規定され、適切に機能している。

事務職員全員参加による事務定例会が毎月開催され、理事会、大学評議会及び教授会における決定事項の報告がなされ、教学及び管理運営の方向性の確認が行われている。大学評議会及び各委員会には事務管理職がメンバーとして参加しており、教学部門と事務部門が緊密な連携を図りながら業務の執行に当たっている。

職員の資質・能力の向上を図り、組織力を高めるため、人事評価制度の導入、「FD・SD研修会」への職員の参加､職員一人ひとりへの研修予算の配分などの配慮がなされている。

3－6　財務基盤と収支

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年度に平成 26(2014)年度までの経営改善計画を策定し、帰属収支差額均衡を最大の目標として取組んできたが目標達成には及んでいない状況である。

そのため、平成 26(2014)年度に平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの第 2 クールの中期事業計画を策定し、財務体質の強化及び長期的視点を持った資金の留保を一つの基本戦略として位置付け、長期的なコストダウンを目指した設備投資計画、計画的・戦略的な人員採用、給与体系の見直しなどを行い、平成 31(2019)年度に消費収支差額の均衡を目標として取組もうとしている。

外部資金導入については、金沢市より「金沢市教育プラザこども広場」運営事業を平成 24(2012)年度から継続して受託するなど取組みができている。

【参考意見】

○平成 27(2015)年度からの中期事業計画のもと、法人全体として入学者の確保に努め、資金留保、経費削減、人件費削減など詳細な計画を策定し、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に向けたより一層の努力が望まれる。

3－7　会計

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準及び「学校法人北陸学院　経理規程」「学校法人北陸学院　経理規程施行細則」にのっとり、適切な会計処理がなされている。

予算執行管理については、目的別予算執行管理システムにより会計システムに連動するシステムを導入し、詳細な予算管理を行っている。

予算外支出については、部門内予算流用と予備費で対応しており、予備費の使用については常務理事会の承認を得た上で執行されている。

監査法人による会計監査は、監査計画の説明から始まり、期中・期末監査、理事長ヒアリング、監査報告など厳正に実施されている。また、監査時及び監査結果の報告会には監事も同席して意見交換を行うなど、体制が整備されている。

基準４．自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4－1　自己点検・評価の適切性

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「北陸学院大学短期大学部自己点検・評価に関する規程」に基づき、自己点検・評価実施委員会を設置し、使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を行っている。

平成 24(2012)年度の組織再編で、自己点検・評価実施委員会を短期大学部の最終意思決定機関である大学評議会の所管とし、学長を委員長として教育部門及び事務部門の長で構成されており、適切な自己点検・評価を行う体制となっている。

自己点検・評価は、平成 25(2013)年度より短期大学基準協会の定める基準から日本高等教育評価機構の基準に変更し、年度ごとに課題を掘下げ自己点検・評価を行っている。

4－2　自己点検・評価の誠実性

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「学生による授業評価アンケート」「教職員による授業参観」「学生生活調査」「教育改革の取り組み状況に関する調査」「大学および短期大学への適応過程に関する調査」は、毎年実施し、現状把握とともに分析などを行い、自己点検・評価の客観的根拠としている。

IR(Institutional Research)、各種データの収集及び分析を一元的に取扱う部署は設けていないが、データは各事務部門で作成されており、エビデンスについては調査・分析する際にデータの変化などの把握が十分に行えるよう、定型的・経年的に取扱いできる様式としており、これらのエビデンスに基づいた自己点検・評価が行われている。

自己点検評価書を全教職員に配付し、教育研究活動や管理運営などの状況及び改善・向上方策を含めた今後の取組みに関する情報を共有している。また、図書館で開架しているほか、ホームページにも掲載しており広く学外にも公表している。

4－3　自己点検・評価の有効性

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価活動の過程において改善・向上が必要な事項は、自己点検・評価実施委員会において「自己点検・評価に基づく改善・向上事項報告書」にまとめられ大学評議会に報告されている。この報告書の「満たせていない留意点」「新たに取り組むべき留意点」について、大学評議会から各学科及び各委員会にそれぞれ改善・対応策などの検討が依頼され、結果は大学評議会で審議・報告されている。このように自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが確立されており、教育研究、短期大学部運営の改善・向上に向け有効に機能している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．特色ある教育・研究と社会貢献

Ａ－1　大学が持っている人的資源の活用と社会への提供

A-1-①　建学の精神に沿った社会貢献体制の整備

A-1-②　地域教育開発センターの適切な運営と社会貢献

A-1-③　教育研究活動を通じた社会貢献

【概評】

建学の精神を具体化したスクールモットー「Realize Your Mission」に基づく社会貢献体制として地域教育開発センターを設置し、地域社会に貢献している。教育研究活動を通じた社会貢献も実施されている。また、REDeC（レデック）セミナーとして、教員が研究

の成果について学科独自に、あるいは学科を超えた学科間共同で、さらに学外の教員・専門家と共同して企画運営を担いながら市民に発信している。キャリアアップ講座として、管理栄養士国家試験受験対策講座を開催している。

「北陸学院大学スイーツ研究所」では、短期大学部食物栄養学科の学生が中心となって、企業との協同で加賀野菜や地元企業が栽培している野菜を用いた新スイーツの開発に取組み、製造、販売することを通して地域貢献をしている。また、幼児児童教育支援として、幼児の音楽グループ、レクリエーショングループ、金沢市子育て支援事業、「遊び場 JOJO」「MAGONOTE 塾」を行い、幼児児童教育学科の教育目的に沿った社会貢献が行われている。

平成 24(2012)年度からの取組みとして、「ともいき塾」による「よりそいの花プロジェクト」があり、東日本大震災で被害を受けた岩手県陸前高田市へ、大学・短期大学部すべての学科から多くの学生がボランティアとして参加している。このほか、教員の研究活動を通した社会貢献活動、出前講座、公開講座なども実施されている。

今後、学生が主体となって貢献の場を積極的に求め、「地域教育開発センター」がそれを後方支援していくこと、地域側からの要請や課題にどれだけ応えることができるかが課題と認識している。

基準Ｂ．国際交流

Ｂ－1　国際的視野を持ち、ホスピタリティを実践する人材の育成

B-1-①　海外研修の実施

B-1-②　留学の実施

B-1-③　国際交流プログラム

【概評】

国際交流として、海外研修、留学及び国際交流プログラムを実施している。長期にわたって実施している海外研修は、短期大学部コミュニティ文化学科の「海外研修Ⅰ」として開講しているが、大学においては「他大学での取得単位」として単位を認定している。海外研修は語学研修のみならず、大学・短期大学部の教育理念に沿ったホスピタリティの体験を重視しながら実施し、その成果を挙げている。留学については、「留学の手引書」にその詳細を記述し、きめ細かな学生支援を行っている。国際交流プログラムとして、提携大学との「国際交流・研修プログラム」を実施している。また、「イングリッシュ・キャンプ」を毎年実施し、短期大学部コミュニティ文化学科の学生と地元在住の外国人と交流を図っている。

北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部全体としての規模や特性を照合しながら海外研修及び留学の提携先を充実させ、地域社会においては異文化理解を深めるプログラムについて検討を進めているなど、今後の方向性を認識している。

Ⅳ　短期大学の概況（平成 26(2014)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 25(1950)年度
所在地　　石川県金沢市三小牛町イ 11

学科・専攻

学科	専攻
食物栄養学科	―
コミュニティ文化学科	―

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 26(2014)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 4 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 30 日	実地調査の実施　　10 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 2 日	10 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
平成 27(2015)年　1 月 14 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 13 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書（付：電子媒体）
・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為 学校法人北陸学院　寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内（最新のもの） 平成 27(2015)年度　北陸学院大学短期大学部　大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則 北陸学院大学短期大学部　学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	

【資料 F-4】	平成 26(2014)年度　募集要項	
【資料 F-5】 【資料 F-6】	学生便覧、履修要項 平成 26(2014)年度　学生要覧 平成 26(2014)年度　教授要目	
【資料 F-7】	事業計画書（最新のもの） 平成 26(2014)年度　事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書（最新のもの） 平成 25(2013)年度　事業報告書	
【資料 F-9】	アクセスマップ、キャンパスマップなど Access Map（大学案内より）、学内案内図（教授要目より）	
【資料 F-10】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など） 「学校法人北陸学院　諸規程集」　目次	
【資料 F-11】 【資料 F-12】 【資料 F-13】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分） 平成 26(2014)年度学校法人北陸学院　理事、監事、評議員 平成 25(2013)年度学校法人北陸学院　理事会　審議事項 平成 25(2013)年度学校法人北陸学院　評議員会　審議事項	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	北陸学院大学短期大学部　学則（1 ページ）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	北陸学院　総合案内（3 ページ）	
【資料 1-1-3】	平成 26(2014)年度　学生要覧　（4 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	大学ウェブサイト http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/overview/mission.php	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	北陸学院大学短期大学部　学則（1 ページ）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	北陸学院大学短期大学部　3 つの方針	
【資料 1-2-3】	大学ウェブサイト 食物栄養学科 http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/dep/food/ コミュニティ文化学科 http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/dep/commu/	
【資料 1-2-4】	平成 27(2015)年度　大学案内（68 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-5】	学校法人北陸学院　寄附行為（1 ページ）	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-6】	平成 25(2013)年度　北陸学院大学短期大学部　自己点検評価書	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成 26(2014)年度　新年度開始のつどい　理事長式辞	
【資料 1-3-2】	「新任教職員オリエンテーション」資料（1 ページ）	
【資料 1-3-3】	北陸学院　総合案内（3 ページ）	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-3-4】	平成 27(2015)年度　大学案内　（68 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-5】	大学ウェブサイト http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/overview/mission.php	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-3-6】	平成 26(2014)年度　学生要覧　（2・4 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-7】	平成 26(2014)年度　コミュニティ文化学科　履修･面談記録ノート	

【資料 1-3-8】	平成 25(2013)年度「北陸学院セミナーⅠ」しおり	
【資料 1-3-9】	平成 25(2013)年度　食物栄養学科「北陸学院セミナーⅡ」しおり	
【資料 1-3-10】	平成 25(2013)年度　コミュニティ文化学科「北陸学院セミナーⅡ」しおり	
【資料 1-3-11】	平成 25(2013)年度　北陸学院報	
【資料 1-3-12】	学校法人北陸学院　経営改善計画　平成 22 年度～平成 26 年度	
【資料 1-3-13】	学校法人北陸学院　組織規程	
【資料 1-3-14】	北陸学院大学短期大学部　学則（2～3 ページ）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-15】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　大学評議会規程	
【資料 1-3-16】	北陸学院大学短期大学部　教授会規程	
【資料 1-3-17】	北陸学院大学短期大学部　自己点検・評価に関する規程	
【資料 1-3-18】	北陸学院大学短期大学部　教務委員会規程	
【資料 1-3-19】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　宗教委員会規程	
【資料 1-3-20】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　ヘッセル記念図書館運営委員会規程	
【資料 1-3-21】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　研究紀要編集委員会規程	
【資料 1-3-22】	北陸学院大学短期大学部　学生委員会規程	
【資料 1-3-23】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　就職支援委員会規程	
【資料 1-3-24】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　学生募集・入試広報委員会規程	
【資料 1-3-25】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　地域教育開発センター規程	
【資料 1-3-26】	北陸学院大学短期大学部　入学者選考規程	
【資料 1-3-27】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　入学者選抜試験問題作成部会規程	
【資料 1-3-28】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　教学マネジメント委員会規程	
【資料 1-3-29】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　教育・研究活動評価委員会規程	
【資料 1-3-30】	北陸大学短期大学部　人事委員会規程	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 27(2015)年度　大学案内（68 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	大学ウェブサイト 食物栄養学科 http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/dep/food/ コミュニティ文化学科 http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/dep/commu/	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 2-1-3】	平成 26(2014)年度　募集要項（4～8 ページ）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	平成 26(2014)年度　北陸学院大学短期大学部　AO 型入学試験ガイド	
【資料 2-1-5】	大学ウェブサイト http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/exam/info.php	
【資料 2-1-6】	北陸学院大学短期大学部　入学者選考規程	【資料 1-3-26】と同じ
【資料 2-1-7】	平成 25(2013)年度 資料請求者数	
【資料 2-1-8】	平成 25(2013)年度　オープンキャンパス参加状況	
2-2. 教育課程及び教授方法		

【資料 2-2-1】	平成 27(2015)年度　大学案内（68 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-2】	北陸学院大学短期大学部　学則（1 ページ）	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-3】	平成 27(2015)年度　大学案内（68 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-4】	平成 26(2014)年度　学生要覧（28～33 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	大学ウェブサイト 食物栄養学科 http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/dep/food/ コミュニティ文化学科 http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/dep/commu/	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 2-2-6】	大学コンソーシアム石川加盟高等教育機関との大学間連携共同教育推進事業の資料	
【資料 2-2-7】	関西国際大学等との大学間連携共同教育推進事業の資料	
【資料 2-2-8】	平成 26(2014)年度　学生要覧　（28～33 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-9】	ウォーミングアップ学習プログラム	
【資料 2-2-10】	平成 26(2014)年度　教授要目（100 ページ）	【資料 F-6】と同じ
【資料 2-2-11】	平成 26(2014)年度　教授要目（132 ページ）	【資料 F-6】と同じ
【資料 2-2-12】	平成 25(2013)年度　科目毎の履修人数一覧	
【資料 2-2-13】	平成 26(2014)年度　教授要目	【資料 F-6】と同じ
【資料 2-2-14】	教育改革の取り組み状況に関する調査報告	
【資料 2-2-15】	平成 25(2013)年度　FD 活動に関する報告書	
【資料 2-2-16】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　教学マネジメント委員会規程	【資料 1-3-28】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 26(2014)年度　教授要目（52 ページ）	【資料 F-6】と同じ
【資料 2-3-2】	授業参観記録簿	
【資料 2-3-3】	平成 25(2013)年度　FD 活動に関する報告書	【資料 2-2-15】と同じ
【資料 2-3-4】	平成 25(2013)年度　短期集中対策講座の案内	
【資料 2-3-5】	平成 26(2014)年度　学生要覧（17 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-6】	教育指導経過報告書	
【資料 2-3-7】	授業に関するアンケート（マーク方式）	
【資料 2-3-8】	平成 25(2013)年度　授業評価平均値	
【資料 2-3-9】	平成 25(2013)年度　「授業評価に関するアンケート」に対する担当教員の所見	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	北陸学院大学短期大学部　履修規程（5～6 ページ）	
【資料 2-4-2】	北陸学院大学短期大学部　履修規程（2 ページ）	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 2-4-3】	平成 26(2014)年度　学生要覧（15～16 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-4】	平成 25(2013)年度　教務委員会　開催状況表	
【資料 2-4-5】	平成 25(2013)年度　教授会　開催状況表	
【資料 2-4-6】	平成 26(2014)年度　学生要覧（23・25 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-7】	平成 26(2014)年度　コミュニティ文化学科　履修･面談記録ノート	【資料 1-3-7】と同じ
【資料 2-4-8】	平成 26(2014)年度　学生要覧（16 ページ）	【資料 F-5】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 26(2014)年度　教授要目（47～54・56～59 ページ）	【資料 F-6】と同じ
【資料 2-5-2】	平成 25(2013)年度　就職指導＆支援　年間スケジュール	
【資料 2-5-3】	求人票　閲覧方法について	
【資料 2-5-4】	就職特別セミナーについて	
【資料 2-5-5】	平成 25(2013)年度　保護者対象就職説明会･実施結果について	
【資料 2-5-6】	平成 25(2013)年度　短期集中対策講座の案内	【資料 2-3-4】と同じ

【資料 2-5-7】	就職 navi	
【資料 2-5-8】	平成 25(2013)年度　企業見学会報告	
【資料 2-5-9】	管理栄養士国家試験受験対策講座	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 25(2013)年度　就職者の職種別割合	
【資料 2-6-2】	平成 25(2013)年度　「授業評価に関するアンケート」に対する担当教員の所見	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 2-6-3】	授業参観記録簿	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 2-6-4】	大学および短期大学部への適応過程に関する調査	
【資料 2-6-5】	大学および短期大学部への適応過程に関する調査結果について	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部学生寮規程	
【資料 2-7-2】	学生生活調査結果	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	平成 26 (2014)年度　教員組織（設置基準上）	
【資料 2-8-2】	北陸学院大学短期大学部　人事委員会規程	【資料 1-3-30】と同じ
【資料 2-8-3】	北陸学院大学短期大学部　教員任用及び昇任規程	
【資料 2-8-4】	北陸学院大学短期大学部　任用候補者及び昇任候補者に係る審査項目，審査基準	
【資料 2-8-5】	北陸学院大学短期大学部　人事委員会規程	【資料 2-8-2】と同じ
【資料 2-8-6】	北陸学院大学短期大学部　教員任用及び昇任規程	【資料 2-8-3】と同じ
【資料 2-8-7】	北陸学院大学短期大学部　任用候補者及び昇任候補者に係る審査項目，審査基準	【資料 2-8-4】と同じ
【資料 2-8-8】	平成 25(2013)年度　大学評議会　開催状況表	
【資料 2-8-9】	平成 25(2013)年度　常務理事会　審議事項	
【資料 2-8-10】	平成 25(2013)年度　授業評価結果	
【資料 2-8-11】	平成 25(2013)年度　FD 活動に関する報告書	【資料 2-2-15】と同じ
【資料 2-8-12】	平成 26(2014)年度　学生要覧　（28～33 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-8-13】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　教学マネジメント委員会規程	【資料 1-3-27】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	大学ウェブサイト http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/campus/map.php	
【資料 2-9-2】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　学生寮規程	【資料 2-7-1】と同じ
【資料 2-9-3】	ヘッセル記念図書館パンフレット	
【資料 2-9-4】	大学ウェブサイト http://www.hokurikugakuin.ac.jp/hesser/	
【資料 2-9-5】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　ヘッセル記念図書館利用規程	
【資料 2-9-6】	平成 25(2013)年度　避難訓練実施計画	
【資料 2-9-7】	学生生活調査結果	【資料 2-7-2】と同じ
【資料 2-9-8】	平成 25(2013)年度　科目毎の履修人数一覧	【資料 2-2-12】と同じ
【資料 2-9-9】	平成 25(2013)年度　授業評価結果	【資料 2-8-10】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人北陸学院　寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	北陸学院　総合案内（携帯版）	

【資料 3-1-3】	平成 26(2014)年度　法人組織図	基準 1【図 1-3-1】と同じ
【資料 3-1-4】	学校法人北陸学院　経営企画委員会規程	
【資料 3-1-5】	平成 25(2013)年度　経営企画委員会　開催状況表	
【資料 3-1-6】	学校法人北陸学院　諸規程目次	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-1-7】	学校法人北陸学院　公益通報者保護に関する規程	
【資料 3-1-8】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　公的研究費補助金取扱いに関する規程	
【資料 3-1-9】	学内通達　クールビズの実施について	
【資料 3-1-10】	平成 26(2014)年度　学生要覧　（52 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-11】	学校法人北陸学院　個人情報保護規程	
【資料 3-1-12】	学校法人北陸学院　キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 3-1-13】	学校法人北陸学院　キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 3-1-14】	平成 25(2013)年度　避難訓練実施計画	【資料 2-9-6】と同じ
【資料 3-1-15】	学校法人北陸学院　健康管理委員会（産業保健）規程	
【資料 3-1-16】	学校法人北陸学院　危機管理規程	
【資料 3-1-17】	大学ウェブサイト http://www.hokurikugakuin.ac.jp/finance.html	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人北陸学院　理事会会議規程	
【資料 3-2-2】	学校法人北陸学院　常務理事会規程	
【資料 3-2-3】	学校法人北陸学院　寄附行為　（2 ページ）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-4】	平成 26(2014)年度　理事・評議員・監事	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-2-5】	平成 25(2013)年度　理事会　審議事項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-6】	平成 25(2013)年度　常務理事会　審議事項	【資料 2-8-9】と同じ
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	北陸学院大学運営組織図	基準 1【図 1-3-2】と同じ
【資料 3-3-2】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　大学評議会規程	【資料 1-3-15】と同じ
【資料 3-3-3】	北陸学院大学短期大学部　教授会規程	【資料 1-3-16】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人北陸学院　寄附行為（2～3 ページ）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	平成 25(2013)年度　監事業務監査報告書	
【資料 3-4-3】	平成 25(2013)年度　監事業務監査報告書に伴う業務改善報告	
【資料 3-4-4】	平成 25(2013)年度　第 2 回　評議員会　議事録	
【資料 3-4-5】	北陸学院「新年度開始のつどい」次第	
【資料 3-4-6】	北陸学院「創立記念礼拝」次第	
【資料 3-4-7】	北陸学院　学内報	
【資料 3-4-8】	学校法人北陸学院　提案制度規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人北陸学院　組織規程	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 3-5-2】	学校法人北陸学院　事務組織事務分掌規程	
【資料 3-5-3】	学校法人北陸学院　事務業務分掌　一覧表	
【資料 3-5-4】	平成 25(2013)年度　事務定例会　開催状況表	
【資料 3-5-5】	学校法人北陸学院　人事評価制度規程	
【資料 3-5-6】	平成 25(2013)年度　職員　研修参加一覧表	
【資料 3-5-7】	平成 25(2013)年度　FD 活動に関する報告書	【資料 2-2-15】と同じ
【資料 3-5-8】	学校法人北陸学院　事務職員役職退任制度規程	

3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人北陸学院　経営改善計画　平成 22 年度～平成 26 年度（含む財務計画表、経営改善計画管理表）	【資料 1-3-12】と同じ
【資料 3-6-2】	平成 26(2014)年度　事業計画書	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-6-3】	平成 25(2013)年度　財政説明会資料	
【資料 3-6-4】	平成 25(2013)年度　計算書類	
【資料 3-6-5】	平成 26(2014)年度　予算書	
【資料 3-6-6】	平成 26(2014)年度　科学研究費補助金受給者	
【資料 3-6-7】	学校法人北陸学院　教育振興資金募金　趣意書	
【資料 3-6-8】	学校法人北陸学院　賛助金募金　趣意書	
【資料 3-6-9】	募金納入状況報告書（平成 25(2013)年度末）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人北陸学院　経理規程	
【資料 3-7-2】	平成 25(2013)年度　予備費使用一覧表	
【資料 3-7-3】	学校法人北陸学院　資金運用管理規程	
【資料 3-7-4】	平成 26(2014)年度　資金運用方針	
【資料 3-7-5】	平成 24(2012)年度　会計監査日程	
【資料 3-7-6】	平成 24(2012)年度　監査法人　監査概要報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	北陸学院大学短期大学部　学則　（1 ページ）	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	北陸学院大学短期大学部　自己点検・評価に関する規程	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 4-1-3】	平成25(2013)年度　自己点検・評価実施委員会開催状況表	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	データ共有システム　画面のハードコピー	
【資料 4-2-2】	平成 25(2013)年度北陸学院大学短期大学部自己点検評価書 大学ウェブサイト http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/overview/pubinfo.php	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 4-2-3】	平成 25(2013)年度北陸学院大学短期大学部自己点検評価書 大学ウェブサイト http://www.hokurikugakuin.ac.jp/college/overview/pubinfo.php	【資料 1-2-6】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	自己点検・評価に基づく改善・向上事項報告書	

基準 A. 特色ある教育・研究と社会貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供		
【資料 A-1-1】	北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部　地域教育開発センター規程	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 A-1-2】	平成 25(2013)年度　北陸学院大学公開講座 REDeC セミナー　パンフレット	
【資料 A-1-3】	各種事業開催数、参加者数一覧	
【資料 A-1-4】	第 6 回・第 7 回『大学は美味しい!!』フェア　パンフレット	
【資料 A-1-5】	スイーツ研究所活動報告書 I	
【資料 A-1-6】	「よりそいの花プロジェクト」の募集チラシ	

【資料 A-1-7】	「よりそいの花プロジェクト」派遣活動報告書	
【資料 A-1-8】	4 大学東北災害派遣団体交流会報告書	
【資料 A-1-9】	関連新聞記事	
【資料 A-1-10】	平成 24(2012)年度　北陸学院大学公開講座 REDeC セミナー　報告書パンフレット	

基準 B. 国際交流

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 国際的視野を持ち、ホスピタリティを実践する人材の育成		
【資料 B-1-1】	平成 25(2013)年度「アメリカ研修」報告書	
【資料 B-1-1】	コーナーストーン大学の学生たちとキャンパスを共有した日々　－豊かな学びの 16 日間－	
【資料 B-1-2】	国際交流（留学および海外研修）について	
【資料 B-1-3】	平成 24(2012)年度　「韓国研修」報告書　韓国の今を知る旅	
【資料 B-1-4】	平成 25(2013)年度　北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部留学の手引き	
【資料 B-1-5】	平成 25(2013)年度　「イングリッシュ・キャンプ」プログラム	
【資料 B-1-6】	平成 25(2013)年度　アンダーソン大学交流プログラムパンフレット「Japan AU Abroad2014」	

平成 26 年度 短期大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 27 年 3 月
発行　公益財団法人日本高等教育評価機構
〒102-0073
東京都千代田区九段北 4-2-11
第 2 星光ビル 2 階
TEL　03-5211-5131　FAX　03-5211-5132
URL　http://www.jihee.or.jp/